

第6回高規格救急自動車研究開発事業

事務調査特別委員会会議録

(閉会中)

1. 招集日 令和5年12月22日(金曜日)
開会 午前9時30分 閉会 午後3時40分
2. 招集場所 議場
3. 応召委員 委員長 佐藤 孝 副委員長 小林 聖治
委員 松浦 常雄 委員 渡辺 勝弘
委員 山崎 健吉 委員 穴戸 武志
委員 八巻喜治郎 委員 蒲倉 孝
委員 菊地 勝芳 委員 佐藤多真恵
4. 欠席委員 なし
5. オブザーバー 議長 佐藤 定男
弁護士 曾我 陽一(法的助言者)
6. 説明のため出席した者(証人) 国見町企画調整課総合政策係 加藤 克洋
国見町総務課財政係長 木村 恒夫
国見町企画調整課長 大勝 宏二
国見町総務課長 阿部 正一
7. 職務のため出席した者 議会事務局長 澁谷 康弘
議会事務局書記 石澤 廣
8. 傍聴者 25名
9. 付議事件
 - (1) 証人喚問
 - (2) 協議事項
 - ・第5回委員会について
 - ・その他
10. 審議の経過

(証人喚問)

佐藤孝委員長：それでは、これより証人喚問を行います。証人におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解をいただき、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人につきましては、地方自治法第100条に規定があり、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として使えるものの刑事上の訴追または処罰を招く恐れがある事項に関する時またはこれらの者の職にすべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または当主の職にあるものもしくはこれらの職にあったものがその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて喚問を受けるとき、及び記述または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等以内の血族、三親等の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として使えるものに著しい利害関係がある事故につき喚問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした時には、3ヶ月以上5年以下の禁固に処せられることとなっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓をお願いします。出席者の皆さん、傍聴の方も含めまして、全員の起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いします。

加藤克洋証人：良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

佐藤孝委員長：ご着席ください。それでは、証人に宣誓書に署名をお願いします。証人は着座のまま、私どもも質問は座ったまま行いますので、答弁についてはそのまま結構です。加藤証人は車に関して詳しい方ですか。加藤証人。

加藤克洋証人：車の知識は、一般的なぐらいで、特に詳しいということではないです。

佐藤孝委員長：消防庁の補助事業モデル、多分、ご存じだと思います。消防庁の補助事業モデルによりますと、仕様書作成には、基本、仕様書作成から、第3次、ま、第2次の場合もありますが、7か月から8か月かかると、これが一般的だと、モデルによって書かれております。

今、一般的な知識だというお答えがありましたけれども、あなたは、わずか3か月で、今回の仕様書を仕上げました。で、まして、あの仕様書、詳しく見ると、普段はあまり書かれていないところまで、細かく寸法などが記載されております。これまでの説明では、インターネットで情報を仕入れたと、こういうことですが、間違いないですか。加藤証人。

加藤克洋証人：一般的と言いましても、特段詳しいというわけでもなかったもので、仕様書を作るってなった時には、インターネット等で高規格救急車仕様書なんて調べますと、各消防本部の仕様書が出てきたりしますから、そういったものを見たのは事実です。

佐藤孝委員長：それ以外で、参考した書類はありますか。

加藤克洋証人：はい、あと、官民コンソーシアムの中で、仕様書に参考になるような書類等をいただいたこともありました。

佐藤孝委員長：官民共創コンソーシアム、カプコ。これからカプコと言います。カプコからいただいた資料はどのぐらいの資料ありましたか。1つだけですか。それとも複数ですか。

加藤克洋証人：はい、1つではなくて、複数だったと思うんですけども、ま2、3ぐらいだったかなと記憶しています。

佐藤孝委員長：新車の仕様を、色々とインターネットで調べる、あるいは、カプコからいただいたものを切り貼りして作成した、こういうことでよろしいですか。加藤証人。

加藤克洋証人：まあ、私もちょっと救急車の発注っていうか、今回の事業は初めてだったので、あらゆるものを見ながら作ったのは間違いないんですけども。ただ、どこをどういうふうにっていうのは、ちょっと、そこまでの詳細な記憶は。

佐藤孝委員長：あの、非常に大きな疑問に、新車を発注すると、今回、したわけですよね。で、様々な資料を切り貼り、つぎ足して作った。ただ、今回の、2台、中古車を用意すると、こういう仕様書になっているんですよ。なぜ、新車の製造の仕様書と中古車の仕様が一致するんですか。加藤証人。

加藤克洋証人：はい。中古車については、仕様書にも書いてたかと思うんですけども、可能な範囲で研究開発した部分を反映させるということで、必ずしも一致するものではないかなと私の中では認識していました。

佐藤孝委員長：一般常識論として、新車発注の仕様書に中古車2台を追加するということが普通では考えられないんですが、これは他の自治体等の仕様書には、見受けられ

ましたか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：あの、調べた中ではなかったんですけども、中古車を付け加えた理由といたしましては、あの一。

佐藤孝委員長：いやいや、ちょっと、あの、聞いているのは、他の自治体で中古車を合わせて、仕様書で発注し、仕様書に書かれたという資料はありましたかという質問です。

加藤克洋証人：はい、なかったです。

佐藤孝委員長：なしね。はい。通常、後でもお話しますが、トヨタハイメディック、日産パラメディックで98パーセントのシェアなんですね、全国シェアで。通常の救急車の仕様書作成は、一般的な話ですからね、トヨタあるいは日産のメーカーの資料を見ながら作るのが一般的だということを私どもは聞いています。したがって、本来はそこにたどり着くはずなんですけれども、実は、今回の仕様書の大きな特徴の1つに、ベルリング社製C-CAVIN、この特徴が多く散りばめられています。これ、後で質問します。そこで聞きたいのは、具体的にどこの自治体の資料を入手したのか、お答えいただけますか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：インターネットで出てきたところを見ていたので、どこの消防本部というところまでは詳細に記録はしてないんですが、調べると、そんなに難しくなくPDFの形式でどんどん出てきたので、すいません、ちょっと、どこというのはすぐ出てこないです。

佐藤孝委員長：はい、後でもう1回仕様書の具体的な細かいところは聞きますので、後ほどまた教えてください。仕様書作成にあたって、実は、伊達消防本部と合意があります。これは町の公文書で明らかです。で、町長から伊達消防に対して、依頼をしています。で、その依頼の内容は、救急車製造にかかる知見、あるいはノウハウを持ち合わせていないので協力してほしいと。こういう内容なんですね。どんな内容で、どのくらいの頻度で伊達消防に、具体的な話をお聞きになりましたか。お答えください。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：すいません、仕様書の作成時点とかではなくて、事業の全体の流れということ。

佐藤孝委員長：質問で、町長が伊達消防に出したのは、救急車製造にかかる知見やノウハウがないから具体的に教えてくださいって内容になっているのね。だから、何回行って、あるいは電話でもなんでもいいですけども、どういう内容で指導を受けたのか、お答えいただけますか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：実際に消防本部に行ったのは、3、4回ぐらい行ったのかなっていう記憶はあるんですけども、その中身については、ちょっと、すいません、詳細な記憶はないです。

佐藤孝委員長：はい。じゃあ、私のほうで参考までに申し上げます。伊達消防の公式見解は、具体的な問い合わせはなかったと、こういうことです。仕様書作成時点で、あな

たが作った仕様書が完成しました。最終的にどなたがチェックしましたか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：仕様書なので、発注するにあたっての、決裁の過程を経て、最終的には決裁権者の町長がチェックしたものと考えてます。

佐藤孝委員長：もうちょっと大きな声でお願いしますね。もう1回お願いします。決裁じゃなくて、最終的な技術的チェックはどなたに頼んでいましたか。

加藤克洋証人：最終的な技術的チェックは誰にしたのか、ちょっとわかりません。

佐藤孝委員長：わからないってことは、覚えていないってこと。それとも、そこまでは知らない。どちらですか。はい、加藤さん。どうぞ。

加藤克洋証人：覚えていません。

佐藤孝委員長：伊達消防に最終的なチェックを依頼した事実がありますか。はい、どうぞ。加藤さん。

加藤克洋証人：伊達消防にした記憶はないです。

佐藤孝委員長：そうしますと、仕様書作成の最終チェックは覚えていない。カプコ、官民共創コンソーシアム事務局ワンテーブル。具体的な内容については、受注したベルリング、ここにチェックを頼んだ記憶はありますか。加藤さん。はい。

加藤克洋証人：そこにチェックを頼んだ記憶もないです。

佐藤孝委員長：なし。はい、繰り返します。誰がチェックしたか覚えていない。こういう回答でよろしいですか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：技術的なチェックというものをしたのかどうか、覚えてないです。

佐藤孝委員長：事業規模が4億3200万ですから、ちょっと、私もよく理解できない回答でした。それで、仕様書作成、当初、12台発注ですね。で、新車10台、中古車2台で、通常は、ディーラーといいますかメーカーに車の手配大丈夫ですか。で、あなたが作ったの、ハイエース仕様になっているんですけど、このメーカーに救急車作るんだけど、車の手配は可能ですか、って問い合わせはしましたか。はい、加藤さん、

加藤克洋証人：してないです。

佐藤孝委員長：していないが、10台、中古車2台を含めて12台は調達可能だと。この認識に立った根拠を教えてください。

加藤克洋証人：特に根拠はなかったように思います。

佐藤孝委員長：冒頭私が申し上げたように、消防庁、総務省の、消防庁の補助事業モデルの中では1台もしくは2台の想定なんですね、仕様書作成。それが大体7カ月か8カ月で、その後製造に1台から2台で8カ月ぐらいかかるっていうのが総務省の見解なんです。あなたは、消防庁補助事業モデルの内容についてはご存知ですか。加藤さん。

加藤克洋証人：承知していませんでした。

佐藤孝委員長：承知していない。私が今言ってるのは、私が独自に調べたわけじゃなく

て、役所からいただいた提出資料の中に、あなたが起案した中に、これを、消防庁の補助事業モデルの資料が添付されています。見た記憶ありますか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：見た記憶はあるかもしれないんですが、ちょっとそういう、何か月云々っていうのは頭には入ってなかったです。

佐藤孝委員長：そうすると、知識もあまりない、それから、根拠はわからないが、12台で発注したと、こういうことですか。加藤さん。

加藤克洋証人：はい、知識はないながらも、私なりに色々調べて、対応したつもりではあります。

佐藤孝委員長：12台発注するという仕様書を作成した時に、上司、あの課長、それからその上、総務課長なり副町長、町長から、12台大丈夫なんですかって質問なかったんですか。はい。加藤さん。

加藤克洋証人：記憶にないです。

佐藤孝委員長：この後、小林委員の方から、副委員長からの仕様書について質問します。で、その後また私が残りやりますので。はい、小林さん。はい。

小林聖治副委員長：副委員長の小林です。よろしく願いいたします。まずですね、仕様書についてなんですが、この仕様書の詳細についてですね、参考にした自治体の名前をお聞かせください。参考にした自治体の名前。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：先ほどちょっと申し上げた部分でもあるんですけど、色々ありとあるやつを入手していたので、具体的にどこのやつをどう採用したっていうのは、ちょっと記憶にないです。

佐藤孝委員長：小林さんはい。

小林聖治副委員長：宮城県の亶理町の仕様書も参考にされましたか。

佐藤孝委員長：加藤さん。

加藤克洋証人：はい、研究開発っていう部分では、他の自治体なかったものですから、亶理町の部分を採用したかもしれないです。

佐藤孝委員長：小林さんはい、

小林聖治副委員長：それでは、この、今、自治体の件を聞いたんですが、自治体以外の、例えば、消防、広域消防組合であるとかの仕様書を参考にしたことはありますか。

佐藤孝委員長：はい。加藤さん

加藤克洋証人：自治体と言いますか、基本的に私、参考にしてたのは、何々市消防本部とか何々広域消防組合とか、その辺の区別は私の中ではなくて、まあ、広域も含め自治体ということで、あの、参考にしていたところです。

佐藤孝委員長：はい、小林さん。

小林聖治副委員長：それでね、ワンテーブルとの打ち合わせされたかと思うんですが、このワンテーブルとの打ち合わせについては、どのように行いましたか。

佐藤孝委員長：加藤さん。

加藤克洋証人：はい。カプコの打ち合わせってことになるかと思いますが、あの、基本的には役場の会議室で対面でやっているのが基本でした。はい。

佐藤孝委員長：小林さん。

小林聖治副委員長：役場の会議室ということなんですけども、例えば、ちょっと急ぎの業務の連絡とかね、こちらからの意思表示なんていうのは、その他に例えばいろんな連絡ツールがあると思うんですが、例えば電話だとか fax だとか、あと電子メールとか、いずれかのツール、お使いになったことはございますか。

佐藤孝委員長：加藤さん。はい。

加藤克洋証人：当然、電話やメールは使用して、連絡等はしたことはあります。

佐藤孝委員長：小林さん。はい。

小林聖治副委員長：いや、実はですね、10月10日なんですけども、我々、常任委員会でですね、このC-CAVINのベースとなったハイエースバンのグレードについて、企画調整課の方から説明を受けました。その中で、答弁の中にね、車体製造元のトヨタに問い合わせたという答弁があったのですが、それはいつ頃だったかわかりますか。

佐藤孝委員長：加藤さん。

加藤克洋証人：すいません。確認なんですけど、10月10日というのは、令和5年の10月10日のことでしょうか。

小林聖治副委員長：今年です。令和5年です。加藤さん。はい、

加藤克洋証人：すいません。あの一、私、今年度は救急車の事業を担当していないもので、そういうメーカーに問い合わせたという経過は、私は把握していません。

小林聖治副委員長：はい、わかりました。それではですね。今言った委員会でですね、通常の車両を注文するときのオプションとして、リアフォグランプを赤くする注文としてチェックを入れたものと、そうでないものがあったとのことと、その10月1日、10月10日の委員会で説明があったんですが、当然それは加藤さんは全然わからないということですね。

佐藤孝委員長：加藤さん。はい。

加藤克洋証人：今年度の部分については、あの、耳に入ってくる情報はあっても、私はあの詳細は把握はしてなかった。

小林聖治副委員長：わかりました。それではですね、この仕様書に、携わったのは、加藤さんだけですか。それとも、他に数人、何人かおられますか。

佐藤孝委員長：はい、加藤さん。

加藤克洋証人：はい、町の中で携わったのは、中心は私として、決裁の過程で、色々上司は関わってましたけど、基本的には私が対応していました。

小林聖治副委員長：以前はどなたでした。加藤さんの、この仕様書に携わった方。

佐藤孝委員長：加藤さん、

加藤克洋証人：最初から。私が最初対応してました。はい、

小林聖治副委員長：それですね、このパネル、ご覧ください。これは、今月ですね、12月6日に配信された東洋経済オンラインの記事の画像の一部なんですけども、これと同じ、同様の画像が河北新報の記事の中にも掲載されています。この画像の中にはですね、国見町側からワンタワンテーブルへの使用書に関する質問、要望事項が記載されています。これ、この中で、読み取れる部分だけでもですね、仕様書の中で、ベルリング社以外を排除するべく、かなり生々しいやり取りが、文言が見て取れます。いくつかご紹介いたします。登録の費用、保証及び保守等は、亘理町の仕様書通りで良いか。町負担になる場合、予算確保が必要となる。新仕様書ページ2ですね。1主要諸元等(1)車種について削除してもかまわ構わないか。意図としては、この部分で直接的に日産を排除したくない。排除するなら室内寸法や他機能で排除したいため。新仕様書ページ33 主要装備(3)パノラミックビューモニターはトヨタ限定になってしまうため、例えば360度全周囲モニターなどといった名称に変えたい。これは全て、加藤さんが書いてワンテーブルに送ったもので間違いはないですか。

佐藤孝委員長：加藤さん

加藤克洋証人：仕様書の中身については、不明点等についてワンテーブルの方にいくつか確認する際に使用したデータです。

佐藤孝委員長：小林さん

小林聖治副委員長：ということは、この連絡の、その質問、要望項目は、加藤さんが作ったもの、作成したものでですか。

佐藤孝委員長：加藤さん

加藤克洋証人：私が作成したものです。

小林聖治副委員長：それではですね、この内容、加藤さんどう思います。この中身について、ご自分で。

佐藤孝委員長：加藤さん

加藤克洋証人：いくつか今ご紹介あったと思うんですけども、排除っていう言葉がちょっと誤解を招く表現だとは思いますが、基本的に、この事業っていうのが、救急車の改良を図っていきたいっていうことだったので、一般の車両の仕様を上回りたいう意味で使用したものなのかなと思う部分もありますし、あと、パノラミックビューモニター、それについては、むしろこう、他社を排除するということではなくて、ま、日産とかも入れるように配慮しているものなのかなと思っています。

小林聖治副委員長：はい、いいですか。でも、この記載してる内容だと、ベルリング社以外を排除するための記載だと私は思うんですよ。加藤さんはこれを、やり取りをしながらそう思いませんでしたか。

佐藤孝委員長：加藤さん。はい。

加藤克洋証人：先ほど申し上げました通り、一般的に普及している救急車ではこの事業の目的を達成しないのかなという考えも私の中でありましたので、で、研究開発って

う部分もありましたので、高水準な仕様書にしたいなっていう思いはありました。

で、そのパノラミックビューモニターについては、あの、トヨタだけになってしまわないようにということで、むしろ、間口を広げてるという印象を私は持っています。

小林聖治副委員長：ただね、これ、どう見ても、ベルリング社以外を排除する内容なんですよ。作成してて、まあ先ほどもあなた答えたように、そうあなたは思ったんでしょうけども、この中身と、結果的にですね、例えばこの日産を排除したくないから、排除するなら室内寸法や他機能で排除しないためと。これ実際、排除したいためというように、ベルリング社以外を排除したいためというように書いています。そこはどういうふうに思いますか。

佐藤孝委員長：加藤さん。

加藤克洋証人：はい。排除したいという言葉がちょっと1人歩きしてしまっているのかなと思うんですが。あの、何度も申し上げる通り、既存の仕様をこう上回るような救急車を作りたいという思いがあったので、日産であれば日産の仕様を上回りたいという意味で使ってしまったのかなと思います。

小林聖治副委員長：もっとあるんですけども、新仕様書のページ3にですね、同じく車種の主要装備(14)なんですけども、エントリーナビゲーションとあるんですが、この名称を使っちゃうと、トヨタ限定になってしまうため、ま、カーナビゲーションに変えたい、やっぱり限定にしたくなかったわけでしょ。と。これをエントリーナビゲーションという名前を使っちゃうと、トヨタ限定になって、ベルリング社の方に、なんていうか、ベルリング社の方に入札させることができないと、そういう意図があったのではないですか、

佐藤孝委員長：加藤さん。

加藤克洋証人：はい。トヨタ限定になってしまうので、ま、ベルリングを含め、トヨタ、日産も入れるように、そういう名所に変更したんだと思います。

佐藤孝委員長：小林さん

小林聖治副委員長：はい。あと、今度、もう1つなんですけども、新仕様書の3ページなんですけども、主要寸法、この実測値は削除して構わないかというのは、どういう意図で要望しましたか。あ、質問しましたか。

佐藤孝委員長：加藤さん

加藤克洋証人：ちょっとそこは記憶にないです。

小林聖治副委員長：あともう1つ、ここにですね、新仕様書という表現出てきます、記載がね。この新仕様書っていうのはなんですか、これ。この仕様書に古いのと新しいのがあるという意味なんですか、これは。

佐藤孝委員長：加藤さん。はい。

加藤克洋証人：と、色々やり取りしている中があったので、旧だとか新だとかっていう記憶はちょっと今ないです。

小林聖治副委員長：っていうことは、新仕様書というのが、今の国見町の救急車の仕様書という認識でよろしいですか。

佐藤孝委員長：加藤さん。

加藤克洋証人：仕様書を作る中で色々ごちゃごちゃしてた部分があるので、新仕様書が今のやつになってるのかって言われると、ちょっとよくわかりません。

小林聖治副委員長：それでは、あと、最後ですが、あなたがワンテーブルの方とやり取りをした。この文書、これは現存してますよね。

佐藤孝委員長：加藤さん、

加藤克洋証人：あの、現存していません。

小林聖治副委員長：それはなぜですか。

加藤克洋証人：あくまでも、あの一、仕様書を作るための個人的なメモのような認識でしたので、ま、パソコンのどこに保存していたかもよく覚えてないんですが。ま、おそらくデスクトップあたりに置いておいたんだろうと思うんですけども、事業を発注してしまえば、もう別にそのデータはなくても構わないなと認識してたので、デスクトップのデータの整理っていうのは定期的に行ってたので、その時点で消去したのかなと思います。

佐藤孝委員長：小林さん、はい。

小林聖治副委員長：わかりました。じゃあ、私の質問は以上で終わります。

佐藤孝委員長：今のやりとりで、日産、トヨタを上回るような救急車を作りたいからこういう仕様書を作成したというお話がありましたが、であれば、新車10台をあの国際情勢が流動してる時に部品も含めて調達可能かという率直な疑問は誰でも持つてはるはずなんです。普通の車でも半年、1年かかる時代に車を改造して10台作れと、それも4か月で作れという仕様ですからね。で、私が先ほど聞いたように、メーカー、ディーラーに確認をしましたかということなんです。もう1度答えていただけますか。

加藤克洋証人：メーカー、ディーラー等には特に確認はしませんでした。

佐藤孝委員長：それで、これ、本当のみんな思ってる疑問なんです。新しい救急車を作ろうという趣旨はわかりますよ。じゃ、現実的に4か月でどの車を持ってきて、トヨタ、日産はもう決まってる車なんですよね。あなたが想定したのは、何をベースにして想定したか私はわかりませんが、その車の調達ができるかと、できるかできないかという疑問は持たなかったのかという質問なんです、加藤さん。

加藤克洋証人：事業の進捗状況によっては、繰り越しとかそういうこともあるのかなとは思ってはいましたが、基本的には契約期間内に事業を完了するものだと考えています。

佐藤孝委員長：あなたが作った仕様書の中で、FRP六角台座、これ、フロント部分につける消防署のマークです、消防マークね。これ、通常ですと救急車の消防マークをつけることというぐらいしか書かれてないんです、どこを見ても。あなたおっしゃるよ

うに、私もいろんなところ見ました。六角台座、加えてFRP素材、これペルリングの特徴です。これ、なぜこの救急マークが六角台座FRPなんですか、加藤さん。はい。

加藤克洋証人：ちょっと詳細までは記憶していないんですが、ボディに一部使っているのに加えて、まあ、デザイン的にも優れているからかなっていうのもあったかもしれません。

佐藤孝委員長：患者室床も実はFRP、繊維強化プラスチックね、FRP素材なんですよ、仕様が。で、通常の、亶理町もそうですけれど、ほとんどの自治体の仕様内容は、洗浄が可能な構造こういうものが書かれてるんです。なぜFRP素材ということに限定をしたんですか。これも私、いろんな見ましたけど、見つからなかったです。加藤さん。

加藤克洋証人：ま、そちらもちょっと具体的に、なぜそうしたかっていうのは詳細に記憶はしていないんですが、ボディに一部使用していることがあったのかなと。ボディの素材に使用しているので、そちらもフロア材ということで使用したのかなと思います。

佐藤孝委員長：ボディの素材ってどこのメーカーなんですか。加藤さんはい、

加藤克洋証人：ベルリング社の救急車の素材です。あと、日産だかもFRPを採用していたような。ごめんなさい、記憶定かではないですけど。

佐藤孝委員長：ベルリング社の構造にFRP素材があるので、それを加えたと、こういうことでよろしいですね。

加藤克洋証人：患者室内のフロアの話でよろしいですか。

佐藤孝委員長：そうです。

加藤克洋証人：そうです、はい。

佐藤孝委員長：いくつか聞きます。あの、通常の救急車ってのは、先ほど言ったようにトヨタ・日産がほとんどなんです。まあ、後で数字言いますけど。後部からこう入りますよね。そこの地面から車体、車内に入るときにステップがあるわけですよ。左から右にずっと、横に1列ね、右から左まで。で、今回、あなたの仕様は可動式2段ステップ、それも半分、左側半分なんですよ。なぜこういう仕様になったのですか。加藤さん。

加藤克洋証人：おそらくなんですが、1段ステップだと、どうしても段差が大きくなるので、2段ステップにすることで、救急車に、ま、付き添いとかで乗る率が高いであろう高齢者等も登り降りしやすいために、そのようにしたのかなと思います。

佐藤孝委員長：左側、可動式2段ステップですよ。右側はどうなってますか。

加藤克洋証人：右側にはなかったと思います。

佐藤孝委員長：てことは、地面から直接車内に入るってことですよ。はい。加藤さん。

加藤克洋証人：基本的に、救急車後ろから乗るときっていうのは、座る椅子とかが左側に

あるので、左側から入るのが一般的かなと。

佐藤孝委員長：いや、違いますね。違います。高警告ワイドスピーカーシステムっていうのが、実は国見でも特徴的な仕様になってんです。これはなんですか。いろんなところ見ましたけど、私、見つかりませんでした。どうぞ。加藤さんはい。

加藤克洋証人：いわゆる救急車のサイレンの音を出すシステムだと思います。

佐藤孝委員長：ですから、その仕様は私、見つかりませんでした。どういうシステムなんでしょうか。高警告ワイドスピーカーシステム教えてください。はい。

加藤克洋証人：システムの詳細までちょっと記憶してないです。

佐藤孝委員長：サイレンはどこで決まってるかわかってますか、あなた。加藤さんどうぞ。

加藤克洋証人：詳細に何の法律かっていうのはわからないんですけども。

佐藤孝委員長：じゃ、私がお話します。高警告ワイドスピーカーシステムって聞いたことのないようなことが分かって、サイレンのシステムがわからないようですので、私、説明します。サイレンは、昭和45年の6月10日に消防庁長官の通達があるんですね。で、ここで音の大きさ、特性が定められています。合わせて、道路運送車両保全基準の細目を定める告示っていうのが平成21年になります。これで、より細かい音量も含めて規制があります。で、これらを含めて、じゃあスピーカーがどうなんだってことになるわけですよ。改めて聞きます。高警告ワイドスピーカーシステムとはどういうシステムでしょうか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：システムの詳細については記憶してないです。

佐藤孝委員長：どこから持ってきたかは記憶してますか。どっから来たって、さきほど言ってます。加藤さん。

加藤克洋証人：その部分も記憶してないです。

佐藤孝委員長：もう2つ、2つ聞きます。色々あるんですけど、特徴的なことだけ聞きますね。酸素ボンベの位置、これは普通、場所まで指定しないんですよ。でも、今回、国見の仕様は酸素ボンベを助手席後にしなさいという仕様なんです。これはなぜですか。はい、加藤さん。

加藤克洋証人：救急車の右側のドアが、おそらくその室内を確保する関係でドアが設置できないかなというところで、そこに指定したのかなと思います。

佐藤孝委員長：サイドスライドが、通常、トヨタ、日産、これ、あのあとでも言いますけど、98パーセントなんです。で、そのほかの業者も含めてほぼ100パーセント近い数字が両サイドスライドドアです。救急車と、通常は運転席の右側に酸素ボンベがあって、予備バッテリーがあるんです。あなたが言ったのは、左側の助手席の後という指定です。これは通常の救急車ではない車を想定してあなたは書いてます。今あなたおっしゃいましたね、右側のスライドとないと。これ、ハイエースです。トヨタのハイエース、ベルリング社製C-CAVINです。左側しかスライドがないのがハイエース

ですから、スライドドアのところに開けた時に酸素がないと困るわけですよ。だから、トヨタハイエース、助手席の後ろ、こういうことになるわけですね。違いますか、加藤さん。

加藤克洋証人：はい。その部分のちょっと詳細についてはわかりません。

佐藤孝委員長：予備バッテリー。なぜ予備バッテリー配置なんですか。加藤さん。

加藤克洋証人：1つ1つのちょっと詳細についてはわかりません。

佐藤孝委員長：いや、あのね、私、あの、意地悪言って聞いているんじゃないんです。非常に特徴的なんですよ。っていうのは、通常のハイメディック、パラメディック、トヨタ日産の場合は電力が十分に配置されてるんです。最初から救急車、救急車専用の車だから。ところが、ハイエース想定ですから、ハイエースのバッテリーでは医療機器が動かない、つかすぐにパンクする。従って、予備バッテリーが必要なんです。なぜ予備バッテリーをつけるという指示だったんですか。今、答え、私言ってますから。どうぞ、加藤さん。

加藤克洋証人：はい。正しいかちょっとわかりませんが、まあ、電動ストレッチャー等のバッテリーの部分もあるのかなと思います。

佐藤孝委員長：ある。あるということだとして、あるのかなっていうことですか。

加藤克洋証人：なぜそういう風にされたかちょっと覚えてないんですが、はい。

佐藤孝委員長：なぜですね、私と小林さんが細かい話を聞いているかということ、通常、広く入札を参加していただくっていう意味で、仕様書っての、これ、あまり細かく書いてないのね。で、私もいろんな自治体見ました、あなたと同じようにネットで。ところが、町の場合はそうじゃなくて、逆なんです。こと細かく書いてるのね。ていうことは、門戸を狭めているという捉え方になるわけです。で、もう1つは、私、先ほどから何回も言ってるように、全国の消防署に配置されてる救急車は 大体 6000 台っていうお話なんです。あの専門家の話ですと。で、そのうち、ベルリング社が町に提出した資料によると、令和2年から3年度では7台。実績ね、これ多分あなた見てると思うんです。そのうち消防署配置わずか2台です。わずか2台。6000台あると言われてるうちのたった2台しかベルリング社の救急車は配置されてないです。で、トヨタが78パーセント、日産が20パーセント。次にオートワークス京都、多分ご存じか知らないかな。札幌ボデーで、大体これ100に近いのね。で、私が今言ったように、残りの数パーセントの2台がベルリング車だったんです、当時ですよ。つまり、ほとんど実績のない救急車仕様がどこで見つけられるのかなというのが大きな疑問なんです。インターネットで見つかりますか。どうぞ。

加藤克洋証人：インターネットで見つけたのかどうか。あの一、またカプコの中で提供あったのか。ま、その辺の中にあっただのかもしれないです。

佐藤孝委員長：先ほどから繰り返しやり取りしてますように、いろんなところを参考にしたとおっしゃっております。それならば、シェア98パーセント、オートワークス京

都、札幌ボディも含めればほぼ 100 パーセントの仕様のところにたどり着くはずなんですよね。切り貼りしていろんなところ見つけたとすれば、全く 0 に等しいベルリング社の仕様書にたどり着くわけがない。いかがですか。もう 1 回お答えしていただけますか。

加藤克洋証人：今回の事業があくまでも既存の車両を納めるってことではなくて、これまであまり技術改良が進んでこなかった救急車の、隊員が使いやすいものに、より良くしたいってということで、最新鋭の部分の仕様を参考にしたのかなと思います。

佐藤孝委員長：最新鋭の、作りたい気持ちはわからないではないですけど、その仕様書作成するときに、いろんなところの自治体、消防組合の参考にしたって言うんですけど、日本国中の消防組合で使っている消防署の救急車の 100 パーセント近くがトヨタ、日産なんです。ですから、それらを参考にしたならば、通常はトヨタ、日産の仕様にたどり着くんですよ。それがそうじゃなくて、そのベルリング社の仕様にたどり着いてるから私聞いている。そこで、先ほど小林さんが河北新報それから東洋経済の記事を参考にしたメールの件を質問いたしまして、それは事実だという答えがありました。で、その中に、室内寸法で他社を排除したいと、こういう項目が先ほどありました。で、町で作った仕様書が、患者室の幅、これ、報道なんかでもありますが、174 センチ、寸法はミリでかかっていますから 1740 なんですけど、わかりやすく 174 センチ。トヨタ、日産の救急車仕様は 173 センチです。実は、ベルリング社のパンフレットは 173 なんですよ。これは知ってますね。加藤さん、どうぞ。はい。

加藤克洋証人：ちょっと詳しい数字まではちょっと覚えてないです。

佐藤孝委員長：国見町の仕様は 174 センチなんです。わかりますか。私言ってること。そうすると、トヨタ、日産、ベルリング全て参加できません。173 センチだからね。トヨタ、日産もベルリングも患者室の幅は 173 です。でも国見町の仕様は 174 です。これは覚えてますか。

加藤克洋証人：既存の救急車を製造するのではなくて、よりこう、隊員が使いやすい広い空間を確保した救急車にしたいという思いでそのように設定したのかなと思います。

佐藤孝委員長：ま、1 センチ、広いですね、はい。で、からくりと言いますか、仕掛けはこうなんです。これは事実だけ言いますから。トヨタと日産でシェア 98 パーセントの仕様、これは 173 センチです、室内幅が。で、これを 4 か月で 12 台。ま、実質 10 台ですね。新車 10 台改造するのは技術的には可能にしても、4 か月で改造するのはまず不可能です。なぜかという、両サイドスライドドア、トヨタ・日産は救急車なんだから、スライドドアがもうバチッと決まっていますから、車体そのものの改造ができません。外すしかないわけです。ところが、ベルリング社はハイエース仕様です。片側のスライドで右側の運転席の後ろのスライドドアはありません。で、ここは室内の壁を取り払って、右側ですよ、運転席側の後ろの壁を取り払って、FRP 素材で室内改造して、仕様書通り 174 センチ以上改造可能です。外すんだから。した

がって、今回の仕様で作ったベルリング社製の C-CAVIN の室内幅は実測 178 です。ご存知ですか。あなた、検査行ってますね。加藤さん、どうぞ。

加藤克洋証人：はい。実際、何センチだったかっていうのはちょっと覚えてないんですけども、ま、仕様をクリアしていたのだろうとは思いますが。

佐藤孝委員長：178 です。あの一、検査調書で確認しました。トヨタ日産は、先ほど申し上げたように、サイドスライドドアがありますから、改造不能です。私が聞きたいのは、改造可能だ、ハイエース、ベルリング社、これを想定して 174 センチにしたのかという疑問なんですけど、いかがですか、加藤さん。

加藤克洋証人：想定と言いますか、本当に浅はかな部分はあったのかもしれないんですけど、トヨタ日産だったら、そういう部分も対応できるのかなという思いはありました。

佐藤孝委員長：4 か月で 10 台というのはね、それは、専門家は普通無理ですと伊達消防の課長も不可能だとおっしゃってます。昨年 9 月から、9 月の 5 日から、28 までのメールが、実は、あの、私どもに提出されています。で、そのやり取りの全部かどうか分かりませんが、あなたが、ワンテーブルが事務局だった官民コンソーシアム事務局とやり取りしてます。で、私のところにあるメールのデータでは、14 項目の質問してるんです。14 項目。細かく言いません、もう時間ないから。で、その他にも質問をしているという記載があるんです。最終的にどの程度の質問項目をしたか、私、分かりませんが、相当程度、カプコとのやり取りをしているという、私は思ったんですが、事実関係どうでしょう。加藤さん。

加藤克洋証人：10 何項目質問というかやり取りしていたかと思います。

佐藤孝委員長：いやいや、あの、この、他にも質問をしていますということ書かれてんです。ですから、どの程度の質問したんですかって聞いてんです。加藤さん。

加藤克洋証人：すいません。回数とか、そういうことで、

佐藤孝委員長：ボリュームがどの程度なのか。ボリューム。じゃ、もう 1 回聞きます。私が言ってるのは、14 項目でかかってんのね、ちゃんと数字まで。で、その他にも質問をしているという、あの、受け取った側で言ってるんですよ。だから、他にいっぱいあるでしょって聞いてるんです。

加藤克洋証人：あると思います。はい。

佐藤孝委員長：この中に実はあの大事な内容が含まれておまして、あなたのメールでは中間検査のことが書かれておりました。あなたはその中間検査の場所を聞いてんです。中間検査の場所。カプコにですよ。仕様書を作ってる段階ですからね。仕様書を作ってる段階のメールのやり取りで、中間検査をどこでするかという質問してるんです、あなたは。これはどういう意味なんでしょうか。加藤さん。

加藤克洋証人：ちょっとメールの詳細がわからないんですが、ま、もしかすると、その、仮にベルリングの場合だと、中間検査はどこなんですかっていうような質問だっ

たのかなと思います。

佐藤孝委員長：ま、発注はおろか、その、公募もしてないんですよね。公募もしていないのに場所を聞いてんです。思い出せないですか。なぜか思い出せない。はい、どうぞ。

加藤克洋証人：ちょっと、メールの詳細はちょっと思い出せない。

佐藤孝委員長：じゃ、私、申し上げます。あの9月5日の先ほどから言ってるメールには、中間検査の場所は石川町でって聞いてんのね。場所まであなた言ってるですよ。石川町って。私が答え教えますから。ベルリング社の部品を作っているヨコハマモーターセールスっていう会社です。これ、あなた知ってて、石川町って言ってますね。違いますか。はい、どうぞ。

加藤克洋証人：ベルリングの工場が石川町にあるっていうのは知ってまして、でも、仕様書作りにあたってその場所まで指定するもんなのかとかどうか、あと、仮にベルディングの場合だと石川町になるんですか。っていうような意図だったのかなと思います。

佐藤孝委員長：まあ普通それは、それはないですよ。石川町でベルリング社の部品を作っているっていうことは、あなたはその時知ってるってことですか。知っていたと。はい、どうぞ。

加藤克洋証人：知っているので、そういう風にかいたんだと思います。

佐藤孝委員長：わかりました。中間検査の場所、石川町という特定の市町村まで書いて、あなたの今の話では企業名まで知っている、ということ。ところが、出来上がった仕様書には中間検査がありません。中間検査はない。私が見たすべての仕様書にはほぼ100パーセント中間検査あります。なぜ消してしまったんですか。最後に、どなたかの指示があったんですか、加藤さん。

加藤克洋証人：誰かの指示っていうことではなくて、中間検査、救急車発注においての中間検査っていうのが何かこう確認したか忘れてしまったんですけど、医療機材をメインにこう検査するものだということが分かったので、ま、今回の事業では医療機材ないものですから、それであれば中間検査省略してもいいのかなというところで割愛したのかなと思います。

佐藤孝委員長：全国の自治体の消防組合の仕様書を参考にして作った、亘理町も参考にした、ほぼ100パーセント中間検査あります。どなたかの指示でこれがなくなったんですか。はい、加藤さん。はい。

加藤克洋証人：先ほど申し上げた通り、誰かの指示ではなくて、基本的には医療機材が載っているような仕様で発注するので、ま、全国どこも100パーセントあるのかなと思うんですけども、今回に限っては、医療機材がないものですから、中間検査も省略していいのかなと思った次第です。

佐藤孝委員長：ワンテーブル、ベルリングとか、あとカプコとのメールのやり取りがある

はずです。ま、実際やっています。で、途中でカプコ、その仕様書作成でメールのやり取りをしていたのにもかかわらず、カプコ、いわゆるワンテーブルです、ワンテーブルの方から直接ベルリングでやってちょうだいと、こういう指示がありました。ま、指示っていうか、お願いがありました。直接ベルリング社とやり取りしましたか。加藤さんどうぞ。

加藤克洋証人：していないです。

佐藤孝委員長：てことは、全てカプコとやり取りをしたと。どうぞ。

加藤克洋証人：はい、全て。ま、カプコの事務局であるワンテーブルの担当者とやり取りをしていました。

佐藤孝委員長：カプコ、結局ワンテーブルから加藤さん宛てに直接ベルリングでやってくださいということ覚えてますね。どうぞ。

加藤克洋証人：メールの中にあつたような記憶も。

佐藤孝委員長：はい。そこで、仕様書作成の際に作ったメール資料、先ほど小林さんの質問でも、もう捨てちゃったということなんですけど、実際に事業って未だに継続してます。救急車事業は未だに継続してますね。継続してます。監査は今年の8月です。監査の時に、大きな事業ですから、当然聞かれます。監査委員からね。なぜ、関係する資料、メールについて破棄されたんですか。加藤さん。

加藤克洋証人：はい、メールにつきましては、あの一、昨年12月にメールサーバーがちょっと変更になったってのもあって、今まで使ってたメールソフトが使えなくなった、新しいのに移ったっていうのもあって、それからもう不要だと思って消したのかなと思います。

佐藤孝委員長：誰かの指示ではありませんでしたか。加藤さん。

加藤克洋証人：いや、誰から指示を受けたわけでもないです。

佐藤孝委員長：プリントアウトした経過、ありますか。加藤さんはい。

加藤克洋証人：ま、何をプリントアウトしたかという細かいところまでは記憶ないんですけど、プリントアウトしたのもあるだろうとは。

佐藤孝委員長：それも捨てたっていうことね。

加藤克洋証人：必要があつてプリントアウトして、見て、終わったら捨てるとか、そういうことだったのかなと思います。

佐藤孝委員長：わかりました。実は、役所からいただいた資料にはデータがあります。1つあつた資料は、ベルリング社が納入した亘理町の仕様書だけです。なぜ亘理町の仕様書だけ残ってんですか。加藤さん。

加藤克洋証人：たまたま残っていたのか、それか、プロポーザルの提案企画書の中に入ってたやつをコピーしたのか、ちょっとわからないです。そこは意図して積極的に残したとかいうことではなくて、たまたま残ってたっていうことかなと。

佐藤孝委員長：少し思い出してくださいね。昨年4月19日、あなたが起案した報告書

について聞かせてください。昨年4月19日です。ですから、仕様書作るずっと前、企画調整課で救急車事業を担当するずっと前です。この時に、同日4月19日にワンテールと役所の担当者合計10名で打ち合わせをしています。これは、コンソーシアム事業の1つ、つまり救急車開発についても入っています。で、そこで確認されたのは、いいですか、防災産業拠点づくりのため研究開発に用いる救急車C-CAVIN、ベルリング社製ですね、この導入を進めたい。4月19日の打ち合わせで、ワンテールと役場の打ち合わせで、ベルリング社のC-CAVINを導入したいと、導入を進めたいと、これがあなたの報告書です。公募もしていないね、公募もしていない。もちろん発注もしていない段階で。4月ですよ。7ヶ月も8か月の前になんでこういう言葉が出てくるんですか。加藤さんはい、どうぞ。

加藤克洋証人：カプコの中の、色々提案事業の中の1つだったと思うんですが、ちょっと、なぜそういう風に、多分ワンテール側の発言だったとは思いますが、詳細までちょっと記憶してないです。

佐藤孝委員長：ワンテール側が導入を進めたいと言ったかどうかは、私、あの、わかりませんが、あなたの報告書にはこう書かれているんです。これは確認事項ですからね。業者が言った、こっちが言ったじゃなくて、確認されてる事項がこれですから。それからもう1つ、ここに、今の話の、私、裏付けとして聞くことがあります。あの、私が、適当なこと聞いてんじゃないで、役所から出された資料のもとに聞いてますからね。誤解ないように。ここで出されている資料は、製造研究開発のC-CAVIN、ベルリング社の救急車です、の実証スキームというのが実は添付されています。で、この中には、ワンテールとベルリング車が共同で救急車を製造しますよ。で、その救急車が、町が引き受けて買いますよね。それを株式会社J E C Cという、あ、これ、あの、別の人に私質問、質問する予定ですけど、J E C Cというリース会社は無償で貸与します。で、その貸与したものをJ E C Cが全国の自治体、消防組合に貸し出すと、こういうシステムなんです。これは、去年の9月議会の4億3000万の補正予算の時に町が提案した内容と一致します。ベルリング社C-CAVINの資料もついています。町長までのハンコ、みんなついています。去年の4月19日、去年の4月ですかね、何もやってない段階で貸し出す企業まで、リースをする企業名までかかっているんですよ。これ、あなたの資料です。説明してください。加藤さんはい。

加藤克洋証人：ま、カプコからの提案のあったま部分っていうことで、実際に、リース事業についても、色々検討はしてましたけども、詳細までは決まっていなかったし、あくまでも1つの提案っていうことで上まで回したのかなと思います。

佐藤孝委員長：今までの議会答弁は、リース事業については、細かいことは9月議会の補正予算を決めてから考えたって言うてるんです。で、今のあなたの話は全く逆で、この時点からやってたってことですよ。で、私、もう1回、もう時間ですから、もう1回最後に聞きますけれど、昨年4月、これ役所の資料ですからね、役所の資料

に、ベルリング社とワンテーブルで共同開発、共同で救急車を製造したいと。それで、J E C C というリース会社に車を持って行って、J E C C が全国の消防組合に貸し出すと、こういうスキームがここに載っている乗っかってんです。で、全員判子を押し、その前の、先ほど言った、また別な会議もあるんですけど、この中でも同じ事が書かれてる。これは別のの人に質問します。つまり、 私たちが思ってるのは、公募する7カ月前に、具体的な会社、受託者、製造会社、リース会社、これが書かれている。業者からの提案であればその参考資料でしょう、本文に書かれている。このことを改めて申し上げておきたいと思います。最後に、もう時間来ましたので、最後に伺います。加藤証人は、職員倫理規定第4条にあります8項目の禁止行為、例えば、金品の授受とか飲み食いですね、供与、接待、それから豪遊などの、そういう、ま、遊びと言いますか、そういうものを、抵触するようなことはありましたか。

加藤克洋証人：ないです。

佐藤孝委員長：ないですね。はい、わかりました。はい、ありがとうございました。ちょうど1時間ですので、以上で加藤さんに対する証人喚問は終了いたします。証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。どうぞご退席ください。どうもありがとうございました。

佐藤孝委員長：10時50分まで休憩します。

(休憩)

(再開)

佐藤孝委員長：それでは、これより証人喚問を行います。証人におかれましては、ご出席をいただきましてありがとうございました。本委員会の調査目的をご理解をいただき、ご協力をお願いしたいと思います。証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の喚問につきましては、地方自治法第100条に規定がありまして、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則、証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として使えるものの刑事上の訴追または処罰を招く恐れがある事項に関する時、またはこれらのものの恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または当主の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて喚問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申し出を願います。それ

以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の金庫または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓させなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として使えるものに著しい利害関係がある事項につき喚問を受ける時には、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3カ月以上の懲役5年以下の禁固に処せられることになっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思っております。それでは、法律に定めるところによりまして、証人の宣誓をお願い申し上げます。出席者の皆さん、傍聴の皆さんも含めまして、全員の起立をお願いいたします。

佐藤孝委員長：宣誓書の朗読を木村さんお願いします。

木村恒夫証人：宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年12月22日。証人木村恒夫。

佐藤孝委員長：はい、ありがとうございます。じゃあ、着席してください。それでは、木村さんは宣誓書に署名捺印をお願いします。

これより証言を求めることになります。証人は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際にはその都度許可を得てされますようお願いいたします。質問は、まず、私が行いまして、その後、各委員からさせていただきます。なお、こちらから質問してる時は、着席のまましますので、証人の方についても、そのまま座ったままで結構ですから、お答えください。

各委員の皆さんに申し上げます。本日は、先ほどちょっと私言い忘れました。すいません。証人に証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いします。合わせまして、質問、発言については証人の人権に留意されるよう要望いたします。まず、人定質問します。あなたは木村恒夫さんで間違いありませんか。木村さん。

木村恒夫証人：はい、間違いありません。

佐藤孝委員長：それでは、具体的な質問に入ります。1年以上前のことですから、記憶がはっきりされないとは思いますが、お答えください。今年の4月、日付は3月7日です。あの、その日に、ワンテーブルと、それから役所側は木村係長さんと、木村係長と舟山さん、部下のですね、それから財政係長の八島さんも同席されておりますけれども、打ち合わせはされてます。で、その打ち合わせの報告書が実は舟山さんが作成しました官民共創コンソーシアム、カプコ、あの一、カプコでこれから質問します、カ

プロにかかる打ち合わせについてという報告書です。で、これは、町長はもちろんのこと、総務課とか、関係する課、ほけん課とか、建設課とか、あ、住民生活課かな、合意して決裁されてます。で、実は、その1週間前、2月28日に、私ども、直接的には、公表されておりませんから、匿名企業と今日は言いますけれど、匿名の企業から、3億5700万円の企業版ふるさと納税がありました。これが、2月28日です。その1週間後の3月7日に、ワンテーブルと役所で打ち合わせをしています。この中にこう書かれています。「救急車開発後はレンタルやリース業を検討する」と。「自治体への対応も視野に入れる」と。この時にすでに、将来、リースでこの救急車を運用すると、こういうことになっていたんですか。木村さん。

木村恒夫証人：はい、3月の打ち合わせの主な趣旨としては、コンソーシアムの立ち上げの打ち合わせだったと思いますが、その中で、寄附企業からの企業版ふるさと納税があり、それをどのように活用して地方創生事業を行うかというようなことについても話したかもしれません。その中で、寄附企業からの、寄附の使途がありましたので、そちらについて話をしたのかなというふうに思います。

佐藤孝委員長：そうすると、寄附企業の、使途の指定が、条件付きであったので、そのことを念頭に、この時点で打ち合わせをしたってということですか。

木村恒夫証人：はい、寄附企業からのお寄附の申込書の中にある、防災、救急車両の研究開発事業ということで、具体的に使途がありましたので、そちらの実現可能性について打ち合わせをしていたのではないかという風に思います。

佐藤孝委員長：はい。それで、その報告書の中にもっと具体的に書かれているんです。3月7日の打ち合わせなんですね。で、同日、報告してるんですよ。その約20日後、正確に言うと3月25日に、ワンテーブルとベルリングと、救急車事業の説明を受けると。これ、舟山さん、役所のあなたの部下が書いた資料、私言ってますけど、打ち合わせをした18日後、3月25日にワンテーブルとベルリング社から救急車事業の説明を受けると、こう書かれてるんです。で、これ実際にあったと思うんですけど、なぜこの時点からもベルリング・ワンテーブルの名前が出てくるんですか、木村さん。

木村恒夫証人：その寄附の使途が、防災車両、救急車両の研究開発ということでしたので、具体的なその事業については、コンソーシアムの中で検討するってことに考えておりましたので、その時点では何も決まっていなかった状況ではありましたが、ワンテーブルの方から、救急車であればこういう事業もあるっていうなことで提案があったのかなっていう風に思います。

佐藤孝委員長：その中で、この事業はプロポーザルで進めると、こう明記されてるんです。プロポーザルを検討するとかね。プロポーザルも選択肢の1つとかっていうのだったらわからないでもないですけど、プロポーザルで進めると明確に書かれてるんで

すよ。先ほどの加藤さんにも言いましたが、私が憶測でも物事を言ってるんじゃないくて、役所から出された資料に基づいて質問してます。プロポーザルということは、競争入札じゃありません。これはすでにこの時点でプロポで進めるということが決まっていたということですか。木村さん。

木村恒夫証人：ちょっと当時どういう風に考えていたのか、今ちょっと正確には覚えてないかもしれませんが、基本的に事業の内容としましては、製造ではなく研究開発という事業でしたので、製造って言いますと、入札すれば、もちろん安い金額で、契約することは可能ですが、安ければいいという事業ではなく、より良い事業にするためには、企業からの自由な提案をいただいて、契約した方がいいという風に思いまして、契約という方法もあったかもしれませんが、様々な提案をいただきたいということで公募型プロポーザルにしたのではないかという風に思います。

佐藤孝委員長：3月7日の、今、打ち合わせを私言いましたが、4月19日、これ、あの、先ほどの加藤さんにも同じことを聞いてます。4月19日、若干記憶がね前後する場合、これ、しょうがありませんから、覚えてることだけ言ってください。4月19日にワンテーブルと役所で、企画調整課長含めて10名で会議やってます。で、これは、あの、カプコの事業の1つの救急車の開発問題も入ってます。で、ここで確認をされた項目があります。これはどういうことかという、防災産業拠点づくり、これ、あの加藤さんの報告書ですかね、あなたの部下の加藤さんの、防災事業拠点づくり、今言った研究開発のため、研究開発に用いるベルリング社製救急車C-CAVIN、これを導入を進めたいと。4月の時点ですよ、4月の時点で、あなたが今おっしゃったより良い救急車を開発するためにプロポで進めるように考えていたと。その開発を進めるのに、ベルリング社製救急車C-CAVINの導入を進めたい、これが確認内容です。仕様書も作ってなければ公募もしていない。7カ月、8カ月前の4月時点で、救急車開発事業の受託者はベルリングとワンテーブル、こういうことですか、木村さん。

木村恒夫証人：はい、4月の段階では、まだ救急車、ベルリングにするっていうようなことは決まっていなかったという風に記憶しています。

佐藤孝委員長：この文書の中に、製造研究開発のC-CAVIN実証スキームというのが添付されてるんですね。これは多分ワンテーブルの提案の資料だと思います。この資料の中に、ワンテーブルとベルリング車が共同で救急車を製造するんです。その救急車を町が引き受けて、買い受けですね、J E C Cというリース会社に貸与すると、貸し出す。で、貸与を受けたJ E C Cは全国の自治体、消防組合にリースを行って事業の展開をすると、こういう内容が書かれてるんです。で、ベルリング社のC-CAVINの資料までついて、で、この報告書については、関係課長、関係係長、もちろん総務課長、副町長、町長、全員判子を押してます。決裁してます。この4月19日時点では受託者は決まっていたと見るのが普通の人の考えじゃないかと思うんですが、いかがですか。

木村恒夫証人：その段階では、まだ、事業の具体的な計画も決まっておりましたし、どこの業者ってということも決まっていなかったという風に思います。ワンテーブルの方から、そういう提案があったのかなっていう風にと思いますが、その時点では、それに決定ということではなかったのかなという風に思います。

佐藤孝委員長：2月の28日、私、冒頭申し上げたように、2月28日に匿名企業から寄附がありました。3億5700万円、その企業の意向で事業を進めた、これは一貫して言ってきました、これまでも。ところがですね、これだけ大きな事業、最終的に4億3000万です、この事業が1カ月そこら、1ヶ月程度、1ヶ月前後で決定されたというのが、私は、とても理解できないんですよ。で、経過がわからないんです。通常、この種の事業は、いろんなところと意見交換をするとか、あるいは当然、議会が、議会側と相談するとか、事前の協議っていうのはあるんですね、大きい事業ってのは。ところが、それがなくて、いきなり先ほど申し上げたような内容になってんです。で、もう1つ疑問なのは、ベルリング車製の救急車C-CAVINは、後で申し上げますけど、実績がほとんどありません。しかし、ほとんどないにも関わらず、役所の資料にはこれが書かれている、あるいは添付されているんです。寄附された時点から、2月28日ですね、その前後からベルリング社あるいはワンテーブルがこの開発事業に関するようなことは聞いたことがありますか。寄附企業じゃなくて、ワンテーブル、ベルリングから。

木村恒夫証人：寄附前ということでしょうか。

佐藤孝委員長：そうです。寄附前後。ワンテーブル、ベルリングですよ。

木村恒夫証人：寄附前については特に聞いた記憶はなかったと思います。

佐藤孝委員長：ゼリー開発がありました。これは前の町長時代です。ゼリー開発の時に、実はワンテーブルの島田社長は経済産業省の、名前は言いません。わかっていますけど、Aさんという元役人の照会で太田町長のところに訪問してます。この現在、Aさんは今回の事業でリースを担当するようにある程度決まっていた株式会社J E C C、リース会社の今役員をしています。この時に高規格救急自動車の話があったなどということ聞いたことがありますか。ゼリーの開発の時に。

木村恒夫証人：聞いた記憶はありません。

佐藤孝委員長：納入実績がないベルリング社のC-CAVIN。なぜこの時に、この4月、寄附行為があった時点で開発事業のメインの会社になったか。あなたはベルリング社の実績、この時点で記憶ありましたか。

木村恒夫証人：はい。救急車については、トヨタ、日産がほぼシェアを占めており、ベルリングのシェアは、非常に少なかったのかなという風にと思いますが、救急車に関しては新しい発想を取り入れた救急車なのかなということを感じていました。

佐藤孝委員長：トヨタと日産で実は98パーセントのシェアなんですね。98パーセント。全く実績のないベルリング、まして4億以上の開発事業なわけですよ。これ、失敗は

許されないわけですよ。なぜこの時点で、繰り返しになりますけど、ワンテール、ベルリングが議論の俎上に最初から乗っているか、改めてお聞きしたいと思います。木村さん。

木村恒夫証人：はい。あの、ベルリングの救急車については、町ではその救急車開発するのはもちろん初めてですし、何の情報もなく、これまでやったこともない事業でありました。そういったことを検討する中で、コンソーシアムということで、ワンテールと官民連携の委託契約をしておりましたので、事業を進めるにあたっては、ワンテールから、様々なことを聞きながら、対応していったという風に記憶しています。ベルリングの救急車については、ワンテールの方から参考として教えてもらい、検討していったという風に思います。

佐藤孝委員長：企業版ふるさと納税に関していくつか聞かせてください。昨年2月10日のメールがありまして、これ、役所からいただいたメールです。発信元は3億5700万円を寄附した匿名の企業です。メールを受け取ったのはあなたと当時の財政係長だった八島さんです。この中に、企業版ふるさと納税との窓口が、それまで八島さんだったのがあなたに切り替わってるんですね。これ、いつ切り替わりましたか。

木村恒夫証人：初めは確かに八島の方が連絡を受けていたようなんですけども、企業版ふるさと納税の担当としては、企画調整課が担当しておりましたので、八島から私の方に引き継ぎ、私の方が対応したという風に記憶しています。

佐藤孝委員長：今あなたおっしゃったように、そもそもあなたが企業版ふるさと納税の担当者ですね。寄附を受ける際の基金の設置条例、これも、あなたが、発議してます。しかし、寄附企業とのやり取りは、あなたではなくて、八島さんでした。なんで、八島さんが最初、窓口になっていたか、あなたは、経過聞きましたか。

木村恒夫証人：その辺の状況は、正直、覚えていないところもありますが、財政係の方で、企業版ではなく通常のふるさと納税を担当しているものですから、最初に、そちらの方に、どこが窓口かわからなくて、財政係の方に、企業版ふるさと納税の連絡が行き、それで、担当が企画調整課ですよということで私の方に連絡が来たのかな、という風に思いました。

佐藤孝委員長：うん、ちょっとよくわからないですけど。企業版ふるさと納税の担当はあなたですよ。で、なんで関係のないところで、窓口になったんですか。それ、あなた聞かなかったですか。なぜ総務課なんですか。

木村恒夫証人：えっと、おそらく、その、通常のふるさと納税の担当が財政係なので、そちらに連絡が行ってしまい、実は本当の担当は企画調整課なので、ということで、私の方に引き継いだのかなという風に思います。

佐藤孝委員長：いやいやいや、そうじゃなくて、あの、それ、あの、企業側は誰が担当だかっての分からないので、役所に問い合わせれば、電話とった方がね、間違っただけで総務課に回したかもわかりません。でも、担当はあなたって決まってるわけですから

ね。総務課に行ったら、私じゃなくてあちらですよと。これ普通ですよ。で、まして、あなたのところに後から回ってきたら、なんであんたんとこでやってたの、っていうのは通常の会話だと思うんですよ。あなたの仕事を別の人がやってたわけだから。

で、それについて、その経過は聞きましたか。なぜあなたやってたんですか。って。

木村恒夫証人：えっと、おそらく、記憶が定かではありませんが、その企業の方から、八島の方に連絡が来て、すぐに私の方に、担当は企画調整課なので、木村の方になりますということで仕事を渡されたのかなっていう風に思います。

佐藤孝委員長：ま、事実関係はそうじゃないんですよ。えー、八島さんが窓口してて、途中からあなたに変わってる。で、あなたに仕事が回ってきた時に、具体的な経過、経緯の引き継ぎはありましたか。木村さん。

木村恒夫証人：すみません。どういう会話があったか、引き継ぎがあったかは、ちょっと覚えておりません。

佐藤孝委員長：引き継ぎはなかったということですか。

木村恒夫証人：はい、引き継ぎというか、ま、こういう話が来てるので、担当は企画調整課の方なので、そちらで対応をお願いしたいっていうような話だったのかなという風に考えています。

佐藤孝委員長：あの、ま、余談って言いますか、雑談的になれば、3万、5万、1万、2万だったらね。あまり詳しく聞かないにしても、3億5700万ですよ。その多額の寄附がされようとしてるときに、普通だったら、どういうことで来たの、とかって普通聞くと思うんだよね。どういうルートなんですとか、なんでなの、ってのが普通、まあ、聞かれて、八島さんだって、いや、それ私わからないって答えるかもわかりませんが、通常そういうやり取りがあるはずなんです。あなたに直接来てんじゃないんだから。最初、総務課に行ってるわけだからね。で、そのことを聞いてるわけですよ。いつ、どんなやり取りがあったのか聞きましたか、ということ。はい、どうぞ。

木村恒夫証人：すみません、私のところに話に来る前のことに関しては、えー、特には。はっきりはよくわかり、わかりません。

佐藤孝委員長：それ、聞かなかったってことね。

木村恒夫証人：町に企業版ふるさと納税をしたっていう企業から連絡が入ってる、あと対応してくれというようなお話だったのかなっていう風に思います。

佐藤孝委員長：ワンテーブルの島田社長が、このふるさと納税に関して、ご尽力、ご助力をいただいたということを、話を聞いたことありますか。はい。木村さん。

木村恒夫証人：はい、はっきり、その、こういう行動を取ったとかっていうことは聞いたことはありません。

佐藤孝委員長：うん、もう1回、もう1回お願いします。

木村恒夫証人：島田さんから、そういった寄附を町の方に持ってきたというような話を直接は聞いた記憶はありません。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。じゃあ、蒲倉委員。

蒲倉孝委員：では、私から質問させていただきます。えー、役場から見せていただいた、資料の中に、2022年8月30日火曜日、9時30分のメールで、8月26日付で6000万の入金の報告とあります。で、寄附申請書の日付を8月26日以前の送信で依頼しているんですが、これ、あのメールのやり取りを木村さんが行ってるんですけど、覚えてらっしゃいますか。

佐藤孝委員長：木村さん。

木村恒夫証人：はい。すみません。日付まではしっかり覚えておりませんが。すみません、もう1度いいでしょうか。

蒲倉孝委員：日付を、申請の日付を26日以前に依頼したのかっていうことです。実際は26日に入金になってんですけど、申請書の方を26日以前に依頼してるんです。その、寄附してくれた方に。

佐藤孝委員長：はい。木村さん。

木村恒夫証人：はい、すみません。はっきりとは覚えておりませんが、日付をさかのぼって書類を作ってほしいと言ったのであれば、おそらくは、その入金の、通常は入金前に申込書が必要になりますが、申込書がないまま入金されてしまったので、そういったお願いをしたのかなっていう風に思います。

蒲倉孝委員：次の質問ですが、企業版ふるさと納税をしていたいただいた企業が、7月29日付の官報で別会社と合併し解散したとの確認をしているんですが、これ不自然だと思わなかったのか、また、その時、上司とかには相談とか確認はしましたか。

佐藤孝委員長：木村さん。

木村恒夫証人：えっと、最後に寄附をいただいた企業が、と蒲倉委員おっしゃる通り、その町の方で調べたところ、その届出か何かの資料かと思うんですけど、合併、解散するってようなことが書いてあったので、その旨を先方に確認したように思います。で、確認したところ、問題なかったという判断で寄附を受けたのではないのかなという風に思います。

蒲倉孝委員：いや、実はそのあと、同じ日の8月30日火曜日10時6分に、企業側さんからメールが入ってるみたいなんですね。「7月29日に公告しましたが、実際には合併するのは9月になりますから、8月時点では会社は存続しておりますので、このまま進めさせていただければと思います」という返信が入ってるんです。ですが、この不自然なこの受け取ったメール、これ、そのあと、木村さんが返信した資料ってのは、役場の方から、町の方からは提示されていないんですね。おそらく、やり取りしてるので、返信があったと思うんですよ。これってデータはまだ存在してるんですかね。あれば提示していただきたいんですが、いかがでしょう。

佐藤孝委員長：はい。木村さん

木村恒夫証人：すみません。その、どういうメールをしたのか、返信してないのかもちょ

つと記憶にはありません。もしあれば探してみたいという風に思います。

佐藤孝委員長：はい。蒲倉さん

蒲倉孝委員：そうすると、あの、8月30のメールはそこにコピーがあるので、そのあとデータ残ってる可能性あるので、あったらば提示していただけるっていうことでよろしいですか。

佐藤孝委員長：木村さん

木村恒夫証人：データがあれば提供したいと思います。

佐藤孝委員長：蒲倉さん

蒲倉孝委員：はい、再度伺いますが、官報ですよ、官報でちゃんと合併、解散を公告した存在しない企業からの企業版ふるさと納税を許してもいいんですかね。これって。上司とかには相談とか確認はしましたか。

佐藤孝委員長：はい。木村さん

木村恒夫証人：ちょっと当時のことはよく覚えてないところもありますが、そういったことも上司の方には確認していたという風に思います。

蒲倉孝委員：はい、次に、ちょっと前に戻りますね。2022年、令和4年7月27日付の企業版ふるさと納税申し出について提示された資料があるんですが、巨額の寄附をいただいた企業からグループ会社の追加申し込みがありました。というのは、住民防災課、企画調整課、総務課、町長までの決裁の捺印があるんですけど、9月議会定例会前に今後の対応として、救急車両研究開発はすでに決まっているため、全額救急車事業に上乘せし、台数を増やして令和4年度に事業を実施したいと明記されてるんです。報告書に予算決議後、プロポーザルで契約し実施予定。台数11台納車予定とも明記されてるんです。これ、議会の議決前に決まってるとか、11台納車予定とか、まだ発注もしてない車両なのになぜってクエスチョンがつくと思うんですが、これ、車両すでに存在してたんではないかなと。もしくは、他でキャンセルした車があったんでそのまま仕様書にしたんではないかなと思われるんですが、この辺はいかがですか。

佐藤孝委員長：木村さん。

木村恒夫証人：議会で議決をいただいたのが9月でしたので、その前に、何かがこう決まってるっていうことではなかったかと思います。ただ、その時点では、救急車の研究開発事業を行うっていう方針が決まったっていうことなのかなっていう風に思います。あの、具体的な中身が決まったってというのは、その時点ではなかったのかなっていう風に思います。

佐藤孝委員長：蒲倉さん

蒲倉孝委員：今の答弁ですと事業が決まったって言い方でしたが、じゃあ発注してない車11台納車予定ってというのはどっから来るんですか。

佐藤孝委員長：木村さん

木村恒夫証人：その時点ではまだ、事業内容もまだ決まっておられませんし、10 何台っていうのも決まっていなかったのかなっていう風に思います。町の方で、救急車がすでにあっているところは、町の方では全く承知していないと言いますか。町には関係ない部分なのかなという風に思います。

蒲倉孝委員：9月議会定例会で私も質問してるんですけど、副町長に。当時10台って言うてはまずなんですよ、これ。その前の9月21日付の報告書に11台とか、そういう風に、実際に車なかったらこんなことを報告書くんですか、役場では。

佐藤孝委員長：木村さん。

木村恒夫証人：台数などについてもまだ決まっておられません、その救急車事業の中身を検討する際に、当初はもっと少ない台数だったと思いますし、13台なのか12台なのか11台なのかっていうことで、その辺も全く決まっていなかったのかなという風に思います。

佐藤孝委員長：蒲倉さん。

蒲倉孝委員：最後に、先ほど委員長からも話があった実績、トヨタ日産98パーセント。ほんの数台しかないところで11台って報告、いくら予算とはいえ出すもんなんですか。不思議に思わないですか。自分で報告してんですけどね。

佐藤孝委員長：木村さん。

木村恒夫証人：この救急車研究開発事業につきましては、企業版ふるさと納税を原資にした事業で、寄附企業から、町の方に寄附があった金額から逆算して、その救急車が何台作れるだろうか、何台開発できるかということで検討しておりましたので、寄附金額から、その台数を検討していたという台数になるかと思えます。

蒲倉孝委員：もう1回聞きます。あの、仕様書は別の方が作ったのかもしれませんが、いろんな情報は得てると思いますので。仕様書ってのは、既にあった車両を使った仕様書作成だったかどうかはわかりますか。

佐藤孝委員長：木村さん。

木村恒夫証人：はい。仕様書の作成につきましては、より良い救急車を研究する、製造するということが目標でしたので、様々な救急車の仕様を参考にして作ったという風に考えております。

佐藤孝委員長：はい。じゃあ、私、引き続き質問させてください。今ほどもありますが、仕様書作成に関して、加藤さんが中心になって作っておりますけれど、具体的な内容も含めて係内あるいは課内で共有していたかどうか、わかりますか。

佐藤孝委員長：はい、木村さん

木村恒夫証人：仕様書の作成につきましては、主に担当の加藤が作成していたと記憶しておりますが、もちろん、相談を受けたりとか、いろんな部分で、話をしていたような記憶がございます。

佐藤孝委員長：加藤さんとカプコのやり取り等が、メールであります。で、新聞報道のメ

ールも存在をしていたと先ほど加藤さんが認めておりますけれど、メールは、いわゆる共有、カーボンコピーとかブラインドカーボンコピーっていうんですか、BCC、CC、これらでやり取りされていませんか。それとも、加藤さんと相手方。どういうことでしょうか。

木村恒夫証人：メールについては、BCC、カーボンコピーなどで共有されていたのかなっていう風に思います。

佐藤孝委員長：あ、そうすると、あなたにも来ていたってことですか。

木村恒夫証人：私にも来ていたように思います。

佐藤孝委員長：そのデータはもうこれもないってことね。はいはい、どうぞ。はい。

木村恒夫証人：私の方で保存とはしていなかったと思います。

佐藤孝委員長：わかりました。そうすると、メールはちょっと私、これも初めてなものですから。え。加藤さんとあなたと、どなたですか。共有は。

木村恒夫証人：私と課長、大勝課長にも行っていたかもしれませんが、ちょっとすいません。記憶が定かではありません。

佐藤孝委員長：わかりました。これは、じゃあ、大勝さんに聞きます。そうすると、1人、加藤くんだけじゃなくて、みんなに来ていたと。それ、全て全員がもうメールがないってことね。はい、木村さん、どうぞ。

木村恒夫証人：はい、すいません。記憶が定かではありませんが、メールは来ていたと思います。はい。

佐藤孝委員長：いやいや、あの、来ていたとしても、もうすでにないんですよ。廃棄して。

木村恒夫証人：メールは残っていないかと思います。はい。

佐藤孝委員長：先ほど、小林さんが加藤さんに質問したんですけど、河北新報と東洋経済に、今年の3月に河北新報で報道があつて、つい先日、東洋経済で報道がありました。これは、加藤さんが作った仕様書のやり取りの中で、これは、カプコとのやり取りです。他者を排除する内容が書かれておりました。これ、あなた知っていましたか。共有してるっつうんだから知ってると思うんですが、はい、木村さん。

木村恒夫証人：ま、メール、私の方にも来ていたかもしれませんが、全てを見ていた、全てをチェックしていたわけではなかったようなように思います。

佐藤孝委員長：てことは、覚えていないってことね。

木村恒夫証人：はい、覚えておりません。

佐藤孝委員長：実はこの時に、あの、詳しいことも時間がないからやりませんが、車内寸法で、室内寸法ね、患者室の室内寸法で、結果的にベルリングしか参入できないような仕様になっているんです。で、詳しく言いませんが、トヨタ日産173です。横幅、室内幅ね。ベルリングも、パンフレット等では173なんです。今は新しいパンフレットは174になってます。不思議なんですけど、今は174になってます、パンフレ

ットは。で、トヨタ日産は救急車専用仕様なので、突然改造しろと言ってもこれ無理なんですね。ところが、ハイエース仕様のベルリングは右側にスライドドアがありません。ハイエースは、木村さんわかってる通り片側です。助手席の後ろだけです。

で、右スライドドアのないハイエースは改造可能です。室内の壁を取り払って、FRP素材を駆使して、要するに室内幅の確保をしてんですよ。仕様は174ですからね、国見で指定したのは、178センチです、仕上がりは。これはわかって仕様書を書いたんじゃないですかっというのを私聞いてんですけど、木村さんはこのこと知ってましたか。

木村恒夫証人：仕様書の作成につきましては、より良い救急車を作るという思いで作ったという風に記憶はしております。ただ、その具体的なその100何十センチっていうような部分につきましては、すいません、記憶がありません。

佐藤孝委員長：昨年の9月から、9月5日から28日までメールがあるんですね。これ、あの役所からいただきました。で、このやり取りで、加藤さんと官民共創、カプコとのやり取りがいろいろあるんですよ。で、この仕様書作成に関してのやり取りは、先ほどあなたに聞いたように、共有していたと、メールね。でも、それはもう既に廃棄していた。従って細かいところはわからないと、こういうことですね。木村さん。

木村恒夫証人：はい、その通りです。

佐藤孝委員長：質問のやり取りをしていたというのは知ってますか。木村さん。

木村恒夫証人：町としては、その、初めての救急車の研究開発事業ということで、かなりわからないこともあり、その部分で、ここはどういう言葉なのかとか、その言葉の意味だとか、いろんな部分で、やり取り、話をしていたのかなっていうことだと思います。

佐藤孝委員長：伊達地方消防組合と合意書があって、伊達消防と仕様書作成で協力してください、しますという合意書があるんです。で、伊達消防とのやり取りは、実は加藤さんは3、4回したと言ってんですけど、伊達消防側は一切ないって言うてんです。伊達消防はありませんって。そこでお聞きしますが、伊達消防と木村さんの方でね、加藤さんに対して、実際作成してる加藤さんに、伊達消防と打ち合わせしてんのかい、そういうやり取りをした記憶がありますか。

佐藤孝委員長：はい、木村さん。

木村恒夫証人：すいません、具体的な記憶はありません。

佐藤孝委員長：わかりました。じゃあ、質問飛ばします。いくら聞いてもこれ以上わからないっていうことなんでしょうから。実は、9月5日のメールに極めて大事なことが書かれてるんです。これは中間検査です。先ほども加藤さんに聞きました。中間検査の場所を実は石川町だと。石川町でいいですかっ聞いてるんです。9月ですよ。まだ公募もしてない、仕様書を作成してる段階で、石川町という場所まで指定して聞いてんですよ。これはあなた知ってましたか。木村さん。

木村恒夫証人：すみません、その部分の記憶はありません。

佐藤孝委員長：中間検査の場所を聞いていた石川町、これはベルリング社、受注者ですね、救急車を作ったベルリング社の部品を作っている工場があります。ヨコハマモーターセールス、石川町にあります。この企業を実は加藤さんは知っていました。あなたはご存じでしたか。

木村恒夫証人：その会社名などはわかりませんが、ワンテーブルから、石川町に何らかの工場があるというような話は聞いたような記憶はあります。ただ、はっきりとは覚えておりません。

佐藤孝委員長：ところが、あの中間検査の場所まで聞いていて、これ多分ベルリング社だということも最初から想定して聞いてると思うんですけど、中間検査が最終的になくなっているんですね。これはあなた、なくなった経緯はわかりますか。

木村恒夫証人：中間検査については、ま、救急車両の研究開発事業ということもあり、その車両を、既存の車両を改造してという事業でありますので、中間検査をやらなくても、最終的な検査で足りるのかなという風に考えたのかなという風に思います。

佐藤孝委員長：はい。ま、既存の車両ってよく使われてますので、これは、あの、後で別の方に聞きます。実は、こういうやり取りをしているのは9月時点ですから、中間検査の場所まで聞いてるわけですね。中間検査の場所なんて普通聞かないわけですよ、こっちが決めたから。まして受注者も決まってないんだから。それはある意味正直で、担当者は最初からワンテーブルとベルリングが受託をすると分かっているというやり取りがあったと、こう思うのが私は普通だと思んですが、いかがですか、木村さん。

木村恒夫証人：町がワンテーブルに受注させるってことは決まっていなかったもので、最初から決まっていたってということではないのかなって思う風に思います。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。最初から決まっていなければね、中間検査、石川町ですか。なんてこと聞く必要もないわけですよ。別な話に移ります。2月28日、あなたが、突然降って振られた企業版ふるさと納税、ちょっと行ったり来たりして申し訳ないですけど、3億5700万が入金されました。で、この、これ以前から事業の進め方ですね、との協議がなければ、先ほど申し上げたように、断定的にプロボで進めるなんていうことはなかなかないはずなんです。で、そこで聞きたいのは、事務局、ワンテーブル事務局からプロポーザルでやろうと、やりましょうと、こういう提案だったんですか。

木村恒夫証人：そういった提案はなかったかと思えます。プロポーザルを実施するという決定をしたのは町だという風に思います。

佐藤孝委員長：はい。いや、決定ではなくて、提案はどちらが、町が考えたんですか。それともカプロの事務局からやプロボでやった方がいいですよと、こういう提案ですか。どちらですか。

木村恒夫証人：はい

佐藤孝委員長：はい木村さん

木村恒夫証人：プロポーザルを実施するのは町の考えだと思いますので、町の方で、公募型プロポーザルで どの事業者でも入れるようにという風に考えて、やったという風に思います。

佐藤孝委員長：そうすると、昨年 2月に寄附があつて、3月7日、4月19とワンテーブルとの打ち合わせが何件かあるんですけど、その時の報告書に、プロポで進めるといふことが書かれてんですけど、これはあくまでも町側がこの時点でプロポで進めたいということが決まっていたと。ま、決めていたっつうか、そういう方向性だったということですね。これ、大事なところなものですから。はい、木村さん。

木村恒夫証人：はい、随意契約などではなく、公募型プロポーザルの方が公正にできるのではないかという風に考えて、そうしたんだという風に思います。

佐藤孝委員長：そう。ということは、昨年 2月、3月段階では、ワンテーブル側から提案されたものではないと。間違いないですね。どうぞ。

木村恒夫証人：はい、そのように記憶しているかと思ひます。

佐藤孝委員長：わかりました。昨年 11月に、公募型プロポーザルで、ワンテーブルが参加しました。結果的に1社しか参加されませんでした。筋書き、言葉悪いんですけど、筋書き通り進んできたと思ひているんです。で、実はその出された資料の中に、製造担当のベルリング社の事業実績が書かれた資料が添付されてんですね。そのプロポに参加する資料の中に、で、その仕様を見ると、私が先ほど言ったように、令和3年から令和4年度の消防署への救急車の配備状況が書かれてんですね。これ、さっき言った通りわずか2台です。あの、他にもいっぱいありますよ。別に、病院に出したとかね。それは私、別なデータ持ってます。これ、役所からじゃなくて、私個人で持ってます。で、問題なのは、このベルリング社から出された事業実績書の中に、国見町12台を令和5年3月納車予定と、こう書かれてるんです。これ、役所の資料だからね。入札に参加してる段階で「納車予定」と。これは、あなた、この資料を見るはずなんですけど、何のプレゼンテーションもやってない、当然発注もしてない時に、国見町に12台納車しますよってこと書かれてんですね。これはどういう意味なんですか。あと、わからなかったですかそれは。はい、木村さん。

木村恒夫証人：それは、あのワンテーブルの企画提案書でしょうか。

佐藤孝委員長：そうです。

木村恒夫証人：おそらくワンテーブルの方で、受注したと仮定した場合の実績ということで挙げたのではないかなという風に思ひます。

佐藤孝委員長：そう。はい、わかりました。それは。でもね、普通はそう考えるんですよ。そのように、これは多分先走って書いたんだろうな、受注したらこう、こういうことになるだろうなと。であれば、通常は書き直せと。発注もしてないのに納車予定

なんて書く。これ、失礼でしょ、というのが、普通、役所の人間のごく自然な発想だと思うんですが、そういうことは感じられませんでしたか。発注もしてないのに納車予定なんて書かってんだから。はい、木村さん。

木村恒夫証人：その部分はかなり違和感がある記載だとは思いますが。ま、特に、プロポーザルの企画提案書を書き直せという指示はしていなかったと思います。

佐藤孝委員長：納車時の報告書があります。検査もしました。これ、加藤さんと大勝課長が知ってますね。で、実はヒアリング、伊達消防から28項目のヒアリング結果があって、その中で4項目、4つを研究開発したと。1月30日、31日に伊達消防で現地見学会やって、それらを踏まえて4つ機装したと、改造したって言ってるわけです。1つは散水ノズル。患者室の散水ノズル、水をまいてね、清掃するっていう器具をつけますよ。予備バッテリーつけました。それから、運転席と患者室を遮る隔壁、遮断壁、遮断をする扉っていうか壁を作りました。それからもう1つがコンセント。100ボルトのコンセントをつけますっていう4つだった。これが国見町の実は研究開発事業の成果なんですよ。4つがね。ところが、色々調べてみると、これ、あの、ちょっと見えないかもしれませんが、これ、あぶくま消防、これ亘理町です。亘理町に納車をした車内の、車体と車内の写真なんだけど、これにすでに、この写真で見ると、これ公開されてますから。予備バッテリー、それから、これは運転席と患者室を遮る壁、設置されてます。だから、国見町のために開発したんでなくて、すでに開発されていると。これは知ってましたか。どうぞ、木村さん。

木村恒夫証人：はい、伊達消防などの、現地の隊員の皆さんから聞き取りした内容のうち、まあ、私も参加しておりましたが、様々な話があり、例えば、シートの位置であったり、そういった部分を、本当であれば変更するという予定だったのかという風に思います。今回、町の研究開発事業として、成果として出てきた部分が、他のところでもすでに開発されていたっていうことは、すいません、私の方ではちょっと承知はしておりませんでした。はい。

佐藤孝委員長：実は、あの、これ写真ありませんが、亘理町のあぶくま消防に納車されているのがこの写真ですね。これは既にあります。4つのうちの2つ、写真で確認できます。4つのうちの2つは写真で確認できる。で、実はもっとあって、北海道の北後志赤井川分署というのがあって、ここの救急車も実はC-CAVINなの。で、それもこれです。国見町で開発したという報告書があるんですが、すでにもう開発されてます。もっと言えば、これ、多分知らないと思うんですけど、Jレスキューっていう、消防救急の専門誌なの。専門の雑誌なの。ここに大阪の門真市の救急車があります。救急車、これは国見に納車される1ヶ月前に納車されてます。これは写真じゃなくて文言で書かれています。散水ノズル付いてます。サブバッテリー付いてます。運転席と患者室の壁あります。全部あるんです。これ、国見に納車される1ヶ月前、令和5年、今年の2月20日にこれが配備されて、伊達消防でヒアリングをしてまとまった28項目

のうち4項目を開発したっていうのが1月30日以降ですよ。その20日後には大阪の門真市に同じ物が納車された。あなたはこれらの事実、わかりましたか。

木村恒夫証人：ま、今回の委託契約の報告として、その成果として上がってきたのはわかっておりました。その他の、既に開発されていたっていうようなことは、私の方では承知はしておりません。

佐藤孝委員長：はい。つまり、国見町のために新しく開発したのではなくて、もうすでにその前に開発されてると。で、これは、別なところで検証できまして、これは私も議会で質問しています。ぜひ、あの2月22日のベルリング社の飯野前社長がコメントしている。youtube 見てください。動画配信されてますから。動画配信。2月22日、今は消えてるかどうかわかりませんが、この時に飯野社長は、3年かけて既に開発は終わったと、こう明言してるんですよ。その結果として、先ほど言った北海道の赤井川消防署であるとか亘理町のあぶくま消防であるとか、大阪の守口の消防署に配備されてるわけだから、このことはぜひ認識をしていただきたいと思います。そこで最後に、町で作った救急車、これ成果品ありますよね12台。そのうちすでに9台は無償で譲与されてます。で、開発の結果、本物も含めて町民にはいつこれ公表するんですか、公開するんですか、お答えください。

木村恒夫証人：すいません、もう1度お願いします。

佐藤孝委員長：国見町の4億3000万で作った、あの仕様書で作った救急車、これ高規格救急車両開発事業、その成果をいつ町民に公表するんですか。本物も含めてお答えください。はい、はい。

木村恒夫証人：12台につきましては、それぞれの消防組合、自治体、ま、病院などに譲与されますので、町として、公表、公開と言いますか、そういったことは、今のところは、まあ予定としてはないのかなっていう風に私は認識しております。

佐藤孝委員長：本物はもうすでにないっていうのはわかりますし、3台しか残ってないんだから。開発した内容、町の金ですからね、町の公金ですよ。公の金で、ワンテーブル、あるいはベルリング社が自社で作ったならば、これは違いますよ。国見町のお金で作ってんです。どこまで公表できるかは、私は専門家じゃないのでわかりませんが、これは公表する義務があると思うんですが、いかがでしょうか、木村さん。はい。

木村恒夫証人：その成果を公表できればいいのかなという風に思いますが、この事業自体が契約解除され、途中で終了しておりますので、どの程度それが公表、成果として公表できるのかは、ちょっとすいません、私の方ではちょっとわかりません。

佐藤孝委員長：まあ、そうすると、4億円企業からいただいて、それを使って作ったはいいけど、契約解除したからもう何も残ってないと、こういうお話でありました。で、最後に伺います。木村証人は、町の職員の倫理規則にあります禁止事項、金品の授受、強要、接待等々、ワンテーブル・ベルリングから受けたことがありますか。木村

さん。はい。

木村恒夫証人：そういったことはありません。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。大変あの、長時間、ありがとうございました。以上で、木村恒夫さんに対する証人喚問は終了しました。木村さん、長い時間ありがとうございました。どうぞご退席ください。

佐藤孝委員長：1時まで休憩します。

(休憩)

(再開)

佐藤孝委員長：それでは、これより承認喚問を行います。証人におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。本特別委員会の調査目的をご理解いただきながら、ご協力のほどお願いをしたいと思います。証言を求める前に、大勝証人に申し上げます。証人の喚問につきましては、地方自治法第100条に規定がありまして、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、以下に申し上げる場合については、これを拒むことができるものとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等以内の民族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕えるものの刑事上の訴追または処罰を招く恐れがある事項に関する時またはこれらのものの恥辱に帰すべき事項に関する時及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または当主の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて喚問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合については、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき喚問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした時には、3ヶ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

す。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓をお願いします。傍聴者の皆さんも含めまして、出席者の皆さんのご起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いします。

大勝宏二証人：宣誓書。良心に従って事実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えることないことを誓います。令和5年12月20日、証人、大勝宏二。

佐藤孝委員長：はい、ありがとうございます。着席をお願いします。それでは、宣誓書に署名捺印をお願いします。

これより証人には証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた範囲を超えないこと。それから、発言の際にはその都度許可を得て、えー、発言されるようお願いいたします。質問はまず私が行いまして、その後、山崎委員、小林委員、松浦委員、鎌倉委員、この順序で行いまして、最後にまた私が質問をさせていただきます。こちらから質問してる時は着席のまま行いますが、証人の大勝さんについてもそのまま座ったままでお答えになって結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まず初めに、あなたの人定質問を行います。あなたは、大勝宏二さんですね。はい、証人、どうぞ。

大勝宏二証人：はい、その通りです。

佐藤孝委員長：住所、職業、生年月日は先ほど記入いただいた通りでよろしいですか。はい。大勝さん。

大勝宏二証人：その通りです。

佐藤孝委員長：わかりました。それでは、具体的な質問に入ります。昨年の3月7日。部下、今もそうだと思いますが、舟山さんいらっしゃいますね。その舟山さんが、官民共創コンソーシアム、つまりカブコに関する打ち合わせの報告書を作成しています。で、この作成した報告書に対して、町長はもちろんであります、総務課、それから住民防災課、ほけん課等々関係する課長、係長との合議をして、決裁もごさいます。その1週間前の2月28日に、実は、匿名企業から3億5700万円の寄附があったばかりです。で、この報告書には、こういう内容が書かれています。「救急車の開発後はレンタル、リース業を検討する自治体への対応も視野に」と、こうあるんですね。で、寄附された1週間で、いわば大事業の骨格が決まってリースも進めると、こういう内容が決裁されてんですよ。これはご存知ですね、大勝証人。

大勝宏二証人：正確な時期については、なかなかちょっと思い出せない部分があるんですけども、復命書の関係で記載されてた内容かなっていう風には考えております。

佐藤孝委員長：この時点ですでに事業の骨格が決まったと、こういう理解でよろしいですか。大勝さん。

大勝宏二証人：救急車事業につきましては、提案といいますか、案の段階であったのかなっていう風には理解しているところです。

佐藤孝委員長：同じ報告書に、別のことも記載がされてます。で、実はこの打ち合わせは、ワンテールと、役所からは当時の木村係長と、それからこの報告書を起案した舟山さん、それから、総務課の八島財政係長が参加、出席をしています。

佐藤孝委員長：で、先ほど聞いたことが、実は決まったって言いますか、協議されてるんです。で、その時に、18日後の3月25日なんですけど、この3月25日に、ワンテールと救急車開発を最終的に担当するベルリング社から救急車事業の説明を受けると、3月25日に受けるということがここに記載をされ、これも決裁されてます。もう1つは、プロポーザルでこの事業を進めますと、こういう風な記載で決裁されてるんです。でも、この時点で、救急車開発はワンテールとベルリングで、事業の進め方はプロポーザルと、こういうことですか。大勝さん。

大勝宏二証人：あの、正確な日付については、なかなか思い出せない部分があるんですけども、その段階で、私の認識の中ではですね、あくまでも案という形で協議がなされたのかなっていう風に考えております。まだ、その時点では、何も決まっていなかったのかなっていう風に考えているところです。

佐藤孝委員長：あの、私が聞いてるのは、実はこちらの憶測とかじゃなくて、役所から提出された公文書、公文書に書かれていることを聞いています。ここから、各委員から質問していただきます。山崎委員、どうぞ。

山崎健吉委員：はい。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：じゃあ、私の方から何点か質問させていただきます。1番最初にですね、ワンテール社長さんとはですね、1番最初に会ったのはいつ頃だか覚えてますか。

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：ちょっと、いつぐらいにあったかっていうのは定かではないんですけども、どうでしょうか。課長になってからは早い段階ではあったのかなっていう気はしますけども、申し訳ないですけど、いつ頃っていうのは、覚えてないです。

山崎健吉委員：課長は、令和2年3月、4月からでしたっけ。

大勝宏二証人：令和3年の4月だったと思います。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：わかりました。それでね、コンソーシアムを、カプコということでお話ししますけども、カプコの事業は令和4年の1月28日にね、公募型プロポーザルで、これは当然ね、審査員を務めていた5人の中の1人ということ覚えてますね。その中でね、当然、推進する側の課長ですから、評価は1番いいのは当然なんですけども、その時のワンテール、説明っていうのは、誰がお話したんですか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：プロポーザルのプレゼンをした人物ということでよろしいでしょうか。はい、島田社長がプロポーザルで話したと理解してます。記憶してます。

山崎健吉委員：その時の島田さんの印象はどのように思いましたか。

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：あの、なんて言うんでしょうか、若い社長でしたので、やり手なんだなっという風には考えておりました。ま、そういった印象を持ったと記憶してます。

佐藤孝委員長：山崎さん

山崎健吉委員：平成3年に企画課長になったんでしょうけども、その前の令和元年に、ワンテーブルが主体のプロジェクト、スーパー防災都市創造プロジェクトに国見町は参加しているとして、それで、町の取り組みについていろいろご相談したということが書いてあるんですが、どんなことを提案したか、前の前の課長ってことかな。前の課長からも、どういう引き継ぎがあったか、教えてください。

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：はい。あの、その、前の課長からの引き継ぎっていうのは、その、スーパー防災の部分については、引き継ぎ書の中に名前がある程度で、中身についてはちょっと伺ってなかったっていう状況で、という風に記憶してます。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：まあ、私、その、あの書面を見ますと、国見町防災新産業創出戦略策定ってここにあるんですね。それから、官民コンソーシアムの設立、運営、こういった11個がこの時点にはもうすでに提案されてるんですよ。それは、そのことを知った上で、次の課長っていうかね、令和3年からの課長になったのかなという質問だったんですけども、それはご存じないということですね。

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：あの、引き継ぎのことかなっていう風に思うんですけども、いわゆる管理職としての責務っていう引き継ぎはもちろんございました。労務管理とか、職員に関することで、細かい内容につきましては、実のところ、これはこうだっていうことで、細かく説明とかっていうのは、なかったんですけども、私的には、初めての課長だったもんですから、いわゆる課長としての責務の方に重点を置いて引き継ぎをいただいたっていうところでもございました。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：国見町とね、ワンテーブル、これは、課長になってからですけども、包括連携協定契約っていうのを、令和4年2月1日に決定した。これはご存知ですね。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：はい、承知しております。

山崎健吉委員：この協定は10年間の協定なんですよ。こんなに長い協定をなんでこの時期にしなきゃならないのかっていう疑問はなかったですか。

大勝宏二証人：結んだ当時は特にその10年間という期間については、長いとか短いとかっていうのは感じてはいなかったんですけども、そのように記憶しております。

山崎健吉委員：その中の何点か重要な部分があるんですけども、どんなことだか覚えてるか教えてください。

大勝宏二証人：中身につきましては、防災関係の協力とか、あと、ふるさと納税の関係の協力とか、官民連携の協力とか、そのような形だったかなという風に記憶しています。

佐藤孝委員長：山崎さん

山崎健吉委員：ま、その通りなんですけども、もう2月1日の時点でね、災害緊急車両の研究開発、そういったことを向上することになると、こういう風にもう書いてあるんですね。もうやるんだよと、この中身を。

山崎健吉委員：この協定書の原案というか、あれは誰が作成したんですか。

大勝宏二証人：あの協定書につきましては、町のいわゆる企画とですね、あと、相手であるワンテーブルと協議した上で作ったのかなっていう風に記憶しております。

佐藤孝委員長：山崎さん、

山崎健吉委員：これ、珍しいことにですね、協定書を見ると、普通はあのプリンターっていうか印刷で記入をするんですけども、両方、自筆でね署名してあるんですよ。だから、この思いつてのは十分重いんだなと、個人的には思ったんですけども、大勝さんそのサインについてどう思いましたか。

大勝宏二証人：連携協定とか協定を結ぶ時に、自筆というのは一般的にあることなかなっていう風には考えてましたけど、特別だっていう感じはなかったと記憶しています。

佐藤孝委員長：山崎さん、

山崎健吉委員：次の質問なんですけれども、去年の2月と7月、8月、ま、3回にわたって4億3200万、これが匿名だということで、企業版ふるさと納税をしたいという要請を受けたんですけども、私、個人的にはですね、この三社はね、国見町に縁者がいるっていうかね、何もない、ゆかりもない人からの、企業で、ほんとに信用できるのかというような感じは、課長としては持たなかったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

大勝宏二証人：そうですね、金額が大きいなっていうのは、素直には感じました。直接事務はやってなかったんですけども、それなりに、事務の方には確認するようになっていう風には話した記憶がございますけども、その後どうなったのかっていうのは、ちょっと、何もなかったのかなっていう風には考えていたところです。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：てことは、何も調査もしないで、3回にわたって金額をそのまま認めたとっていうか、調査はしないでう呑みにしていただいたと、こういう理屈になるんですか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：ちょっと記憶の範囲で申し訳ないんですけども、担当係長の方で、その3

社については調べることができる範囲で調べてたのかなっていう風には記憶してはいますが、詳細な、法務局に行って調べるとか、そういうのはなかったのかなっていう風には記憶してはいます。

山崎健吉委員：詳細は調べないままに、ということでもいいですね。

大勝宏二証人：あの、できる範囲ではある程度は調べたのかなっていう風には捉えてましたけど。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：できる範囲って、どの辺までをできる範囲っていうんですか。

大勝宏二証人：そうですね。会社名からネットで確認したりなんかはしたのかなっていう風には記憶してはいますが、その辺はちょっと、私の方で見張ってたわけじゃなかったもので、申し訳ないですけど、わからない部分が多いです。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：ということは、課長はあまり調べないで、部下にそれを調べさせたが、思っているような回答がないままに進めたというような感じで捉えていいんですか。

大勝宏二証人：そうですね、事務はですね、それぞれの分野において、それぞれの担当がやるっていうことになって、もちろん、私の方で確認はするっていうことになるんですけども、特段、その部分について問題があるとかっていうのはなかったもので、大丈夫のかなっていう風には認識はしてはしましたが、ちょっと記憶の範囲で申し訳ないですけども。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：あとね、その中に、特に3社からの企業版ふるさと納税ね、寄附の目的は、3社ともですね、救急車両の研究開発、製造を通じた地域の防災機能を向上したい、だから寄附するんだよということなんですけども、これについては間違いないですか。

大勝宏二証人：寄附の趣旨は、そのとおりだと記憶してはいます。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：ということは、そういう指示だったと。しかし、最近の報道に、匿名の1社はですね、救急車両の研究には限定しないという風なことが報道されてるんですよ。このことは今の発言と矛盾してるとは思いませんか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：そういう報道があったっていう風には承知してはいます。ただ、寄附の趣旨については、そのような中身だったのかなっていうふうには記憶してはいますが。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：じゃあ、最後に私の方からもう1点。島田さんと初めて会ったのはですね、庁舎外、庁舎も含めて何回あったか教えてください。

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：庁舎外で会ったことはありません。あとですね、役場内で あったっていうのはですね、打ち合わせ等で、提出させた資料の通りで、メンバーの中に入ってる回数が、私が会った回数ということになってます。

佐藤孝委員長：次に小林さん。

小林聖治委員：次は私から質問いたします。今回の高規格救急自動車研究開発事業なんですけども、当初はリース事業でもあったと思うんですけども、そのリース事業の妥当性についてはどう考えておりましたか。

大勝宏二証人：はい。えっとですね。

小林聖治委員：研究開発事業にリース会社を噛ませてリース事業を町で行うということに対して。

大勝宏二証人：リース事業につきましては、実証実験的な事業っていう色合いが強いのかなっていう風には、当時、そういう風に思ってたっていうのは記憶してます。やり方として成立するのか、成立しないのかっていう部分については、実証実験であるということなので、もちろん、難しい部分はあるのかなっていう風には、考えてましたが、やる価値はあるのかなっていう風には考えていたところです。

小林聖治委員：それでね、私、この救急車問題、ずっと考えてて、本来であれば研究開発事業なので、例えばですよ、12台だったら12台でもいいんですよ。最初3台、3台、3台、3台の4回ぐらいに分けて、その良かったところ、ダメなところをまた次の3台で変えて、またより良くしていくっていうのが研究開発事業なんですけど、いきなり最初からもう成果品が出来上がった状態で、どこが研究開発事業なのか、ちょっと理解に苦しんでいた部分があるんですけど、その辺どう考えてますか。

大勝宏二証人：当時はですね、そういう、いわゆる小出しって言いますか、そういう考えが思いつかなかったっていうか、企業版ふるさと納税を頂いて事業完成しなくちゃいけないっていう思いがやっぱ強くて、立ち返って考えると、小出しで作っていくっていう方法もあったのかなっていう風には考えていたところです。

佐藤孝委員長：小林さん、

小林聖治委員：それでは次の質問をします。今年の10月10日、総務文教と産業建設合同委員会で、この救急車問題について説明を企画調整課からいただきました。その中でベース車両となるハイエースバンのグレードについての説明があったんですけども、その中で、車体製造元のトヨタに問い合わせをしたという答弁があったのですが、それはいつの話でしょうか。

大勝宏二証人：ちょっと正確な時期はわかりませんが、10月10日に合同委員会があって、その答弁をさせていただいたので、その前にですね、担当の方からですね確認をさせていただいたのかなっていう風に記憶してますけど。

小林聖治委員：担当というと、加藤さん？

大勝宏二証人：加藤は元の担当になりますので、佐藤光になります。

小林聖治委員：それでね、佐藤光さん、その時の相手方っていうのは、トヨタ自動車のどなたかっていうのはお分かりになりますか。

大勝宏二証人：ちょっと私は承知してないのが正直なところですよ。申し訳ないです。

小林聖治委員：それとですね、ま、先ほど出た委員会の話なんですけども、通常の車両を注文するときのオプションとして、リアフォグランプを赤くする注文としてチェックを入れたものと、そうではないものがあつたとの説明があつたんですよ。そのチェックを入れたものとそうでないものがあつたというのは、これは誰が言ったことなんでしょうか。この赤いリアフォグランプを赤く注文としてチェックを入れたもの、入れてないものがあつたという説明したのはどなただったのですか。

佐藤孝委員長：大勝さん。はい

大勝宏二証人：委員会の中でっていうことですか。説明した人物っていうか。それとも、

小林聖治委員：だから、聞いた相手ですね。

大勝宏二証人：佐藤光の方でベルリングに確認したっていう風に理解してます。

小林聖治委員：もう1つ、株式会社ネイチャー、我々合同委員会が現地調査に参りました。その時に私が見つけたことなんですけど、全12台の救急車、野ざらしになっておりましたけども、テールランプが違う車両が2種類ありました。仕様は1つなのに、2種類のテールランプの車両がある理由を教えてください。

大勝宏二証人：そこはですね、正直言って、我々、検査の時に見落とししてしまったところなのかなっていう風に理解してて、理由についてはですね、先ほど来委員会でお話した通りなのかなっていう風に考えてるところです。

小林聖治委員：常識的に考えて、同じ仕様書のもとで製造するわけですから、そこで2種類の車両になるっていうのは、普通は考えられないことだと思うんですが、そう思いませんか。

大勝宏二証人：車両の部分についてはですね、これは私の理解なんですけども、いわゆるトヨタの車両を使ってるっていうところだったので、まだその時に、車両を調達する時にちょっと齟齬があつて、2台については違うものになったのかなっていう風には思うんですけども、その辺はちょっと分かりかねる部分があります。

佐藤孝委員長：はい、小林さん。

小林聖治委員：大勝さんに同行していただきましたけど、ネイチャーへの現地調査の時にいただいた企画調整課で作成した資料をもとに付き合わせてみたらですね、偶然なんですかね、リアフォグランプがついている車両は、トヨタハイエース版のDX GLパッケージという車両で、もう1種類の方の、通常のDXというグレードには、当然ながら、リアフォグランプはついてないんです。ま、2種類のグレードというか、2種類のタイプなのかもしれませんけども、これはどうして混在したんでしょうかね。先ほどの説明の通りですかね。混在した理由は。

大勝宏二証人：この話は委員会でも多分出た話かなっていう風に思って、その時にです

ね、お答えさせていただいたのは、いわゆる車両の開発元ベルリングとかに確認した時は、多分、GLパッケージ1個の仕様になってるって回答をさせていただいたのかなっていう風に思っています。それ以上のことはちょっと、私どもは、残念ながらちょっとわからなかったっていうのが正直なところですよ。

佐藤孝委員長：小林さん。

小林聖治委員：これね、私思うんですけど、2種類のタイプが出ちゃったっていうのは、これ、あらかじめすでに完成してる10台プラス中古車2台で、合計12台の救急車があって、その救急車の仕様に、ワンテーブルのいうように国見の仕様書を合わせたような感じがするんです。それで、盲点となった仕様書の詳細、つまりリアフォグランプの有無までは合わせることができなかったと想像するんですが、いかがですかね。

大勝宏二証人：ちょっとその部分については国見町の職員が作ったのは間違いなくて、それに基づいてプロポーザルをやったっていう流れでしたので、基本的にはそういう、示し合わせたことはないのかなっていう風に考えています。

小林聖治委員：わかりました。以上で質問終わります。

佐藤孝委員長：はい。じゃ、次に、松浦委員。

松浦常雄委員：私から質問させてもらいます。企業版ふるさと納税の寄附金として、使途が地域防災力向上に必要なものと限定されていたとはいえ、町が1度に12台の救急車を購入することが必要だったのか率直に疑問に思いました。これは、そもそも町の提案ではなくて、カプコの事務局のワンテーブルの提案を町はそのまま受け入れたということではなかったのでしょうか。

大勝宏二証人：事業を決定したのは町という風に考えていたところですよ。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：はい。その決定したのは町としても、そもそも提案は、カプコ事務局のワンテーブルだったのか。という質問です。

大勝宏二証人：コンソーシアムの方で、いろんな提案の中の1つとして救急車事業があったのはもちろん事実ですし、その中で議論したっていうのももちろんあります。ただ、最終的に決定したのは、町なのかなっていう風に記憶しております。

佐藤孝委員長：松浦さん

松浦常雄委員：4億3200万もの寄附を全てその救急車に使うということにも私は疑問を思いました。それ以外の地域防災向上についての案は出なかったんでしょうか。

大勝宏二証人：官民連携のコンソーシアムの中ではいろんな提案があったのは事実です。それで、救急車以外にふるさと納税の使途についてあったのかっていうのは、そこについてはですね、どの程度話が出たのかっていうのは記憶が曖昧なんですけども、それ以外にも話があったっていう風には、いろんな話が出たっていうのは、事実かなっていう風に考えております。

松浦常雄委員：発注先を決めるのに、一般入札を採らず、プロポーザルを採用した理由は

なんでしょう。

大勝宏二証人：企画提案型ということになりましたので、入札だとどうしても価格ということになるんですけども、その点で、プロポーザルが適当だなんていう風に記憶しております。

松浦常雄委員：他社が入り込めないような形でのプロポーザルではなかったかと思うんですが、その点はどうですか。大勝さん。

大勝宏二証人：プロポーザルは公募で行ってますので、そういうことはなかったのかなっていう風に考えています。

佐藤孝委員長：松浦さん

松浦常雄委員：救急車製造の実績が極めて乏しいベルリング車に製造を任せることに不安はなかったのでしょうか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：その時点では、そういう考えはなかったです。

佐藤孝委員長：松浦さん、

松浦常雄委員：12月に12台の救急車、救急車を発注し、研究開発して製造し、3月末で全て12台を納車するという事は可能だと思ったのでしょうか。

大勝宏二証人：あの、いわゆる改造ということになりましたので、まあ、研究開発の改造ということなので、タイトではあるけども、可能な部分かなっていう風には理解しました。

佐藤孝委員長：松浦さん

松浦常雄委員：普通ですと、1台発注して、納車まで1年ぐらいかかるということなんですけど、部分改造するにしても、12台を、3か月余りでやるということは一般的には不可能だと思うんですよ。こういうことに疑問はなかったんですか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：当時はですね、事業を進めなくちゃいけないっていう、そういう思いもありましたけども、期間についてはタイトであるなっていう風には思っていましたけど、不可能ではないのかと考えてたと記憶してます。

佐藤孝委員長：松浦さんはい。

松浦常雄委員：中身は詳しくは存じていないということですか。

大勝宏二証人：中身と言いますか、一通り、今回の事業については、係内の方で話はさせていただき、私の方も話をいただきましたので、いわゆる管理職としては、ある程度理解してたっていう風には考えてるところです。

松浦常雄委員：開発した高規格救急車は、町で発注したものは通常の救急車よりも100万も高いんですね。普通は2300万円くらいといわれている。それに1000万円近くの、医療機材を乗せて3300万円くらいと言われてるのに、国見町で発注したものは、その救急車本体そのもので3300万円。これは100万も高いわけですね。通常よ

りも。こういうことに疑問はなかったのでしょうか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：そうですね、委託契約の中で、製造、研究開発っていう部分、減額になりましたけども救急車のいわゆる啓蒙活動っていうんでしょうかね、そういうのも含めてやっていたということ。あと、電動ストレッチャー等もあったもんですから、値段的にはそういう値段になったのかなっていう風には記憶してますけども。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：それにしても、1000万円も高いっていうような、その内訳については存じていたのでしょうか。

大勝宏二証人：起案の段階で中身については確認をさせていただきました。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：製造中、普通、中間検査を行うものですが、中間検査は行ったのでしょうか。

大勝宏二証人：中間検査については行いませんでした。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：なぜ、中間検査を行わなかったのでしょうか。

大勝宏二証人：中間検査につきましては、聞いた話だったんですけども、医療機材のために中間検査をやることもあるというふうに伺ってましたので、今回はないので、中間検査については省かせていただいたっていうふうに理解しております。

松浦常雄委員：医療機材はともかくとして、救急車製造そのものの中間検査を行うべきだったと思うんですよ。それがないっていうのは極めて不自然なんですよね。医療機材の他にこの検査は必要と考えなかったんですか。

佐藤孝委員長：大勝さん

大勝宏二証人：その当時、中間計算については、ちょっと頭の中にはなかったというふうに記憶しております。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：ワンテーブルは企業版ふるさと納税の寄附をした会社のグループ会社である。そのワンテーブルが救急車を購入したってことは、法令違反には当たらないのでしょうか。

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：すいません。あの一、ワンテーブルが寄附のグループ会社っていう、

松浦常雄委員：3億5000万円あまりを寄附した会社がありますが、その会社が直接発注すれば、それは法令違反かもしれませんが、そのグループ会社は同じ仲間ですからね、利益関係があると思うんですよ。そういう会社が国見町に発注したっていうのは、法令違反には当たらないのかっていうことです。

佐藤孝委員長：ベルリング。

松浦常雄委員：ベルリング。あ、ワンテーブルですね。

佐藤孝委員長：いや、資本関係。ベルリングとの資本関係。

大勝宏二証人：えっとですね、すみません、寄附企業に関係することは、ちょっと答弁は差し控えたいという風に思います。ただ、ワンテーブルとグループ会社、いわゆる寄附をした会社については、関係はないのかなっていう風に理解してたところです。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：これは報道から私、知ったことですがけれども、ワンテーブルも、その寄附会社もグループ会社という風に表現されてるんですよね。そういう意識はないですか。

大勝宏二証人：ワンテーブルと寄附会社は、関係はないのかなっていう風に理解してると思います。

松浦常雄委員：そうすると、新聞の報道は嘘だということでしょうか。

大勝宏二証人：ま、そこはちょっとわからないですね、私には。

松浦常雄委員：新聞の報道では、あの大口の寄附会社とワンテーブル、ベルリングは、同系列のグループ会社という風に表現されてるんですよ。そういう意識はないですか。

大勝宏二証人：ワンテーブルと寄附会社については、関係はないという風に理解してますけど。

佐藤孝委員長：はい、松浦さん。

松浦常雄委員：大きな事業を実施する場合は、計画書を作るのは普通のことですね。その計画書は作成したんでしょうか。この研究開発事業について。

大勝宏二証人：いわゆる、その、個別のやり方についてまとめたものについては、各部門も、場面ごとにはある程度は作り込みをしてたところだったんですけども、いわゆる、総合的な計画書については作成はしていませんでした。

松浦常雄委員：まあ、町の仕事としてね、こういう大きな事業をするのに計画作成してないってのは、常識的に考えて不自然なんですよ。やっぱりもう少ししっかりした考えでね、事業を進めるためにも計画書は必要だと思います。では、次の質問。企業版ふるさと納税の使用目的に、この高規格救急車12台を町の課長はじめ上の方で会議を開いて決めたと思うんですけど、この会議は何回開いてるのか。

大勝宏二証人：いわゆる救急車関連の協議についてはコンソーシアムの会議録の通りということになります。あと、上層部に対してはですね、やっぱり起案とかそういう形で話はさせていただきましたけども、回数についてはちょっと分からない部分です。

松浦常雄委員：しかし、会議を開いてあるわけですから、あの会議録は作成しておりますよね。いかがですか、

佐藤孝委員長：大勝さん。

大勝宏二証人：コンソーシアムの中で協議した会議録については、全て保存してたっていう風に記憶しています。

佐藤孝委員長：松浦さん。

松浦常雄委員：その議事録はぜひとも見せてほしいんですが、いかがですか。

佐藤孝委員長：委員会で相談して、改めて提出するように決めます。はい。じゃあ、蒲倉さん。

蒲倉孝委員：改めてお伺いいたします。いろんな話、今ずっと出てるんですけど、前にもお聞きしたと思うんですが、今回の救急車の仕様書作成は、存在する車両をもとに作成されたものではありませんか。

大勝宏二証人：仕様書の作成につきましては、町の職員が作成したということになります。特定の車両を目的として作ったものではないという風に理解してます。

佐藤孝委員長：蒲倉さん、

蒲倉孝委員：もう1度聞きますね。存在する車両を基に町の職員が作ったのはわかりましたから、存在する車両をもとに仕様書を作ったのではないですかとお聞きしてるんです。

大勝宏二証人：存在する救急車っていう、考え方っていうんですか。その部分については、実際作ったのは担当者ということになるので、詳細には分からない部分が多いんですけども、ただ、思想として、救急車については、より素晴らしいものっていうんでしょうかね、そういう考えはあったのかなっていう風には記憶してます。

佐藤孝委員長：蒲倉さん、

蒲倉孝委員：もう1回、3回目聞きますけど、存在してる車、ここに救急車があります。先ほども話出てるんですけど、北海道の車が同じ仕様だとかっていうのがあるんですが、そういう、実際にある車を元に仕様書を作られたかどうかをお聞きしてるんです。

大勝宏二証人：実際にある車、様々な車ありますけども、そういうものを参考にしたのかなっていう風には思っております。

佐藤孝委員長：蒲倉さん。

蒲倉孝委員：あー、そうですか。答え言ってもらえませんか。以上で終わります。はい。

佐藤孝委員長：じゃあ私が残りの質問させていただきます。前後して恐縮です。今年の4月にワンテーブルの島田社長以下6名、役場は企画調整課長はじめ4名、計10名で打ち合わせが行われております。これは、あの、町の防災総合産業創出、カプコの事業の1つですね。つまり、具体的には救急車開発についての協議があります。これは、加藤さんが起案した報告書なんです。で、そこで確認されたのが、実はこの防災拠点づくりのために研究開発に用いるベルリング社製救急車C-CAVINの導入を進めたいというのが確認内容なんです。これを覚えてますか。あなたの決裁もあります。大勝さん。

大勝宏二証人：カプコの中では、救急車事業については、提案という形であったのかなっていう風には記憶してます。

佐藤孝委員長：いや、提案があって、ワンテーブルと役場、企画調整課長はじめ4名の打

ち合わせでこういう確認をしたという報告なんです、町長に対して。覚えてますか。
大勝宏二証人：令和4年の4月の段階では、まだ、そういうことをやるとかとかっていうのは決まっていなかったのかなっていう風に記憶してます。

佐藤孝委員長：木村証人も先にも聞いたんです。実はこの時、製造開発に関するC-CAVIN実証スキームっていうペーパーがあるんですよ。そのスキームの中に、ワンテーブルとベルリング社が共同で救急車を開発しますと。で、出来上がったものは株式会社J E C C。これわかってますね、リース会社と。もう1回言いますが、J E C Cという企業にその車を無償で貸して、その無償で借りたJ E C Cは各全国の自治体の消防に貸し出すと、こういうリース事業をそこでやるというのが書かれてるんです。そういう内容で、ベルリング社の救急車、C-CAVINの資料までついてるんですよ。で、町長はじめ、さっき言った関係者、関係課長の決裁もあるんで、私、冒頭聞いた3月7日もほぼ同じ内容のそこに書かれて、具体的に受注者決まってるんじゃないですか。この時点で。大勝さん。

大勝宏二証人：その時点では受注者とかなんかっていうのは決まっていなかったのかなっていう風に理解してます。

佐藤孝委員長：私は憶測で物事を言っているんじゃないんですよ。役所から出された書類にそういう確認内容が書かれてるわけね。だからおかしいんじゃないですかって、決まってるんですかって聞いてんです。もう1回お願いします。

大勝宏二証人：官民コンソーシアム、いわゆるカプコの中でですね、様々な提案とかがあったのは事実だと記憶してます。救急車事業についても提案がありましたし、それ以外にも色々な形で提案があったのかなっていうふうに理解しました。それをもってですね、全てを決めたっていうことではないのかなっていうふうには記憶してます。やはり町の方で決めるにはそれなりの資料も必要だっていうこともありますけども、あくまでも、こういうことをやれるということ以案があったのかなと理解しております。

佐藤孝委員長：去年の9月議会、補正予算が通った時ね、4億3000万の。蒲倉議員が質問したんですけど、リース事業についての質問でした。この時に、あなたの質問、答弁を遮って副町長が答弁し、リースに、あ、これはあなたの答弁かな、リースについては1社を予定しています。こういう答弁がこの時点であるんです。でも、具体的には、7ヶ月も8か月前にワンテーブル、ベルリングで製造して、J E C Cに貸し出すということが書かれてるんですよ。その通りになってんですよ。ですから、私、資料をもとに聞いているのは、去年の3月、4月段階ですでに受注先、決まってるんじゃないですかって聞いてんです。憶測で物事言ってるんじゃない。お答えください。はい、どうぞ。

大勝宏二証人：いわゆる官民コンソーシアムの中では、先ほども申しましたように、様々な提案があるっていうのは事実です。やるやらないについては、もちろん町が決めて

おります。町が関係機関と協議しながら決めるということになります。ただ、その時点で、何か決め事があったのかってというのはなかったかなって風記憶してま

佐藤孝委員長：うん、あの、一般論にはそうなのでしょうね。最終的に決めるのは当然ですね。町長が決める、役場が決める。じゃあ、その他の対案があったか、何もないんですよ。その他の企業名が出てきたわけでもない。何もないので、結果的にワンテーパー、ベルリング、J E C C なんだからね。いくら否定してもこの書類上そうなるんだから。そのことだけとりあえず言っときます。で、ちょっと別な質問しようかと思ったんですが、時間がないので。えーと、この救急車開発の問題は、実は防災ゼリー開発の時に、当時の島田社長が、太田町長時代ね、経済産業省の北海道経済局長だったOB、名前分かるんですけど言いません。ま、Aさんという方の紹介で町長に訪問して来てる。今はその方、先ほどから私繰り返し言ってるリースの会社 J E C C、ここの取締役です、取締役。で、聞きたいのは、あなたが課長になった頃にはこの話ありませんでしたか。あったかないかだけ聞きたい。どうぞ。

大勝宏二証人：その話は存じております。はい。

佐藤孝委員長：実は、隣の県の互理町で2年前の9月に国見と全く同じ企業版ふるさと納税、これも匿名企業です。匿名企業から寄附があって6000万円の事業が始まった。で、これで救急車1台開発したんです。受注したのはワンテーパー・ベルリングです。同じです。これが2年前の9月です。この頃に、島田社長あるいは役所の人間を、誰か、どなたかの職員を通じて救急車開発の話聞いたことがありますか。

大勝宏二証人：救急車の話は聞いておりません。

佐藤孝委員長：午前中、加藤さんの証言で、仕様書を作ったのは各消防組合等々の情報を集めたと、こういうことなんですね。まあ、あなたがおっしゃったことと同じです。で、ベルリングはすでに3年かけてC-CAVINを開発しましたって、これ社長が公にしているんです。全国に発信しているんですね。すでに3年かけて開発は終わったと。で、先ほど課長もおっしゃいましたが、よりいいものを作りたいってことで仕様書を作ったってことなんですけど、そこで聞きたいんです。全国で消防署に配置されてる救急車は約6000台あるんです。ベルリング社の実績、何台かわかりますか。どうぞ。

大勝宏二証人：ちょっと調査不足で申し訳ないですけど、わかってません。

佐藤孝委員長：わかってない。はい、私が言います。令和2年、3年間で7台の救急車がベルリングから配置されました。そのうち消防車2台です。2台。たった2台。トヨタと日産で98パーセント、全国シェアね。で、残り2パーセントのうち、オートワークス京都、それから札幌ボディ、どちらも大手の車使ってます。したがって、ほぼ100パーセントがトヨタ、日産です。今回、町が作った仕様書、ベルリング社仕様極めて近い仕様書ができるわけがないんです。実績ないんだから。全国の消防署の仕

様書にない。かかってないんだから、いろんなことが。いろんなことがちりばめられてるんです、仕様書には。でも、そんなのは、全国の消防の実体はないんですから、どこから仕入れたのかってこと聞きたいんです。

若干、休議します。

(マイクの電池交換のため暫時休議)

佐藤孝委員長：再開します。どこから仕様書手に入れたかって。はい。

大勝宏二証人：そのシェアについてはですね、トヨタ・日産がほとんどシェアを占めてるっていうのは、もちろん一般の入札という形になれば、低い価格の車両が納品されることになるので、それはまあ、大手さんの方に行くっていうのは仕方がないのかなっていう風には理解してます。ただ、資料ですね、どのようにして集めたかっていうことについては、確かにワンテーブル、いわゆるカプコの事務局でしたから、その部分で資料の提供を受けた。どういう資料だったか、担当の方からは聞いてないんでわからないですけども、資料についてはいろんな形で集めて、ベルリングのパンフレットとかもありましたので、その部分で色々やったのかなっていう風には記憶してません。

佐藤孝委員長：いや、それはそれで構わないんです。カプコから、事務局から仕入れたということなんでしょうけれども、全国シェアほぼ100パーセントに近いトヨタ・日産の仕様ではなく、マニアックなベルリングの仕様になったのはなぜかというのが大きな疑問なんです。特定の企業を参入させるために細かい仕様を作ったのではないのかっていうのを蒲倉さんも聞いているわけ。もう1回聞きます。どこの自治体を参考にしましたか。教えてください。

大勝宏二証人：仕様書作成に関しては担当者の方にも確認させていただきましたが、いわゆる特定の、ここの部分の仕様書を使ったっていうのは、なんていうか、承知してないと言いますか、わからないという話で、ございました。

佐藤孝委員長：ま、素人である皆さんが、トヨタ、日産あるいはベルリングでこれまで作っていた救急車を上回る救急車を作りたいと言うわけですね。トヨタ、日産だとか、ベルリングが。で、今まで作っていた救急車を上回る救急車を作りたいってわけでしょう、ね。それで始まったわけだから。だから、そのデータを聞きたいんです。でも、わからないんですよ。どっからきたかね。わかりました。それでね、あの一、実は、あの納品書。納品書に、伊達消防のヒアリングデータ28項目が書かれています。で、今回の救急車開発で4項目採用したということはわかってますよね。大勝さん。

大勝宏二証人：承知してます。はい。

佐藤孝委員長：で、実はその4項目なんですけど、1つは床面の、放水で流す散水ノズル、

100 ボルトバッテリー、それから運転席と患者室を遮る飛沫防止の壁、それとサブバッテリーなんですよ。4つ。間違いないですね。はい、どうぞ。

大勝宏二証人：その4つと理解してます。はい。

佐藤孝委員長：それで、3月の26日納車されているんですけど、これさっき木村さんにも見せました、あぶくま消防、亘理町の写真です。ホームページとかに出ています。で、これが室内です。亘理町のC-CAVIN、ベルリング。ここにね、このあぶくま消防だけでも、運転席と患者室の壁、実はもうとっくについてんですよ。国見で開発する前の話だからね。国見で開発したっていう2項目がこの写真に見て取れる。それから、これ業界誌なんですけど、Jレスキューっていう消防と救急の専門雑誌。ここに実は11月号、先月号に大阪の門真の救急車が載ってます。これはC-CAVINです。ベルリングでした。これは、文字面で明確に書かれています。今年の2月20日に納車です。2月20日だから、国見町で開発してわずか3週間後に配備されている救急車です。ここでは隔壁、さっき言った運転席と患者、その隔壁がすでについています。予備バッテリー。これ国見の仕様書にも書かれているんですけど、すでについています。それから散水ノズル、これもこの門真に納入された救急車にはすでに入っています。つまり、国見町に納車する予定だった新しくして開発したって項目はもう既に入っているんですよ。あなたご存知でしたか。はい、どうぞ。

大勝宏二証人：完了の報告書を受けた中で、その部分について強化したという風に記載がございましたので、その部分について強化したのかなっていう風には理解しました。

佐藤孝委員長：新しく開発したっていうのは、4項目です。書かれてるのは、役所の報告書にある新しく今回開発したのは4項目開発しましたって書かれているんです。その項目が、その前に納車されている消防、自治体に入っているんですよ。それは確認しましたか。はい、どうぞ。

大勝宏二証人：そこの救急車までは確認はしてなかったです。

佐藤孝委員長：はい。ハイエースを改造して今回作ってるわけですよ。ですから、はっきり言えば、トヨタ、日産、あるいはオートワークス京都、札幌ボディ等々の車では改造不可能なんです。この期間に、車体全体直さなくちゃならないから、車体全体の幅を。ところが、ベルリング社が今回開発したのはハイエース改造です。ハイエースは右のスライドドアがありません。したがって、そこの部分に余裕があるんです。壁を外してそこに余裕をつけた。それによってどこの企業も参入できなかったんです、今回は。だから、ベルリング社独特の174センチ以上、結果、178です。178センチ、この車が通ったわけですよ。ほか参入できないんだから。最後に1点だけ伺います。今回、メールや資料などが、こういう大事な情報が廃棄されてます。これ、あなたが指示したんですか。はい、大勝さん。

大勝宏二証人：指示等はしてません。

佐藤孝委員長：してないね、はい。そうすると、係長あるいは担当者が、課長に無断で廃棄をしたと。で、廃棄された資料は、実は監査を受けてないんですよ。事業継続中の開発事業の監査を受けてない、まだ監査を受けてないのに、すでに担当のところで大事なメール、大事な資料が捨てられて、残っているのは、残念ながら仕様書作成に関しては亙理町の仕様書だけなんです。あとは一切ないのね。なぜこうなったんでしょう。お分かりになればお答えください。どうぞ。

大勝宏二証人：そもそも、その仕様書を作る段階で、これを保存した、しなくちゃいけないとか、そういう考えは基本的にはなかったのかなっていう風に記憶しています。それはですね、メールとかってというのは、基本的には公文書ではないのかなっていう風に理解してましたので、電話とメールと一緒にというような理解もありましたし、個人のメモとか、そういうものについてはですね、元々、こういうことになるっていう風には、考えてませんでしたので。仕様書ができた段階で不要なものは整理したっていう風に考えてます。

佐藤孝委員長：一般論としては、監査を受けるまでは、いろんな資料って取っておくもんだと、私は思っていたもんですからね、こういう質問をさせていただきました。最後に、時間来ましたので。大勝さんは、町の職員倫理規則の中にある禁止項目、金品の授受、それから飲み食いですね、供与、接待について、ワンテーブル・ベルリングから受けたことはありますか。

大勝宏二証人：受けたことはありません。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。以上で大勝さんに対する質問は終了いたしました。

大勝さんにおかれましては、長時間真摯に対応していただきまして、ありがとうございました。どうぞご退席ください。

佐藤孝委員長：2時20分まで休議します。

(休議)

(再開)

佐藤孝委員長：それでは、これより証人喚問を行います。証人におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。本特別委員会の調査目的をご理解をいただき、ご協力のほどお願いしたいと思います。証言を求める前に証人に申し上げます。証人の喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等の血族、三親等の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として使えるも

の刑事上の訴追または処罰を招く恐れがある事項に関するとき、またはこれらのものの恥辱に帰すべき事項に関する動機及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または当主の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて喚問を受けるときは、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いします。それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6カ月以下の禁固または10万円以下、10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には宣誓させなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受けるもの及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき喚問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした時には、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。以上のことをご承知おきいただきたいと思います。それでは、法律の定めるところによりまして、承認の宣誓をお願いいたします。出席者の皆さんは、傍聴の皆さんも含めて全員起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

阿部正一証人：宣誓書、両親に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年12月22日、証人阿部正一。

佐藤孝委員長：ご着席ください。それでは、宣誓書に署名押印をお願いします。

佐藤孝委員長：これから証言を求めることとなりますが、証人は、証言を求められた範囲を超えないこと、それから、発言の際にはその都度、私の許可を得てされるようお願いいたします。質問はまず私が行いまして、その後、山崎委員、松浦委員、小林委員、宍戸委員、4名の委員が行います。その後、また私が質問をいたしたいと思っております。質問者については着席のまま行いますので、証人も座ったままで結構です。そのままでお答えください。まず初めに、人定質問を行います。あなたは阿部正一さんですか。

阿部正一証人：はい。

佐藤孝委員長：先ほど、住所それから職業、生年月日をお書きいただきました。間違いありませんね。

阿部正一証人：間違いありません。

佐藤孝委員長：はい、ありがとうございます。それでは、具体的な質問に入らせていただきます。昨年のお話を中心になるものですから、日付が前後することは当然あると思

うんです。したがって、誤って前後する場合も、これは致し方ありませんが、知っていることはお答えいただきたいと思います。実は、昨年3月に、企画調整課の舟山さんっていう職員の方が、カプコに関する打ち合わせの報告書を作成しているんです。これは町長はもちろんのこと、総務課長あるいは総務課の係長さんも、住民防災課とか、ほけん課とか、いろんな方の決裁がされてるんですね。で、実はこの3月7日なんですけど、3月7日にはワンテーブルと役所の打ち合わせがあったんですよ。その1週間前、2月28日に匿名の寄附金から3億5700万円の寄附がありました。逆に言えば、寄附企業から3億円の金が寄附されて、1週間後に打ち合わせがあった。この1週間後の打ち合わせに救急車開発のことが書かれておまして、開発後はレンタルやリース業を検討、自治体への対応も視野にと、こうあるんです。ですから、もうこの時点で救急車開発はリースで進めるんだと、こういうことが読み取れるんです。覚えておりますか。

阿部正一証人：詳細は把握しておりません。ま、決裁もあったんでしょうけれども、ちょっと議会ででもありますから、ま、見たかもしれませんが、はい。

佐藤孝委員長：ま、多分そうだと思うんです。いっぱい来ますからね、総務課は。それで、実はその起案書の中に別なことが書かれていて、3月25日にワンテーブルとベルリング社から人が来ていただいて、救急車事業の説明を受けると、こういうことが書かれてるんです。これは覚えていますか。

阿部正一証人：いや、私は記憶しておりません。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。翌月、ちょうど人事異動がこうバタバタして落ち着いた4月19日なんですけど、ワンテーブルの島田社長はじめ6名、役所側からは企画調整課長ら4名、計10名で、重要な打ち合わせがあったんです。これの報告書も、これは加藤さんっていう方が報告書を作成しています。カプコに関する打ち合わせで、その中に救急車開発も書かれています。そこで確認されたのが、防災拠点づくりのため研究開発に用いるベルリング社製救急車、C-CAVINの導入を進めたいというのが確認内容として記載されてるんです。これはご存知ですか。

阿部正一証人：その、ちょっとそこも、すいません。多分、あの、新採用の対応とか、その辺のやつやってたんで、承知してないのは悪いんですけど、申し訳ないです。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。いいです。そこでね、もう1つ大事な資料が添付されてます。で、これは製造開発にベルリング社のC-CAVINをメインにつけるっていうスキームなんです。で、この中に書かれているのは、ワンテーブルとベルリングが共同で救急車を製造開発します。で、その救急車を町が一旦引き受け、株式会社J E C C、後でも言いますがリース会社です。そこにリースに出して、J E C Cは全国の消防・自治体に貸し出すというスキームが実はこの段階で添付されてるんですよ。もちろん阿部課長も、いろんな課長そして町長も印鑑が押されていますが、覚えていま

阿部正一証人：いや、私はちょっとその時点では承知してないですね。はい。

佐藤孝委員長：わかりました。これ、実は、先ほどの大勝さんにも聞いたんですが、大勝さん、もちろん担当ですから、もちろんそれは覚えています、わかりました。ここからは、委員の方々にそれぞれ質問していただきますが、最初は宍戸さんでいいんですか。はい。じゃあ、宍戸さん。

宍戸武志委員：私の方からは、企業版ふるさと納税についての発端と経過についてお聞きしたいと思います。で、2021年度はですね、日経新聞東北版で見てですね、国見町の企業版ふるさと納税がダントツ第1位だったんですね。それで、中身見たらですね、普通のふるさと納税とちょっと違うということが分かったということと、こんなに大きな寄附ですよ、大体、国見町の予算の5パーセント強くらいですか、なんでこう盛り上がらなかったのかということも不思議に思ったんですけども。ま、その辺からですね、ちょっとお聞きしたいなと思ってます。まず、今回の企業版ふるさと納税の事務責任者は誰かということで、企業版ふるさと納税を利用した事業はですね、企画調整課とも言われるんですけども、総務課も、お金なんで携わってると思うんですね。特に総務課長は全体を見るということも兼ね備えてると思いますので、具体的な寄附理由は何だったのかお聞きしたいと思います。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：正確な言葉はちょっとあれなんですけど、防災関連に関する事業に使っていただきたいということで寄附の申し出があるという風にお話は聞きました。

佐藤孝委員長：宍戸さん。

宍戸武志委員：企業版ふるさと納税の事務責任者は誰なんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：企業版ふるさと納税については、地域再生計画等に関連する事業ということで、企画調整課の者が担当しております。

佐藤孝委員長：宍戸さん。

宍戸武志委員：総務課長はどんな立場なんですか。この場合は。

佐藤孝委員長：はい、阿部さん。

阿部正一証人：財務上の合議権者ということになります。

佐藤孝委員長：宍戸さん。

宍戸武志委員：総務課で金の流れとかですね、入金管理をやってると思うんですけどね、どのような流れで事務処理が行われたのか、ちょっと聞きたいなと思います。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：入金管理は総務課ではございませんので、あくまでも担当課は会計課だという風に認識をしております。

佐藤孝委員長：宍戸さん。

宍戸武志委員：ふるさと納税したきっかけ、理由、例えば紹介、町のホームページ、SN

S、広告等、どれなんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：詳細は承知しておりません。

宍戸武志委員：それじゃ組織としてなってないと思うんですよね。ということは、多額の納税ですよね。組織として、総務課長なんで共有してると思うんです。再度ちょっと、お答えお願いしたいと思います。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：感想にはちょっと答えられないかなと思います。はい。

宍戸武志委員：感想じゃなくですね。自分はどう思ってるんですか、この件について。長としましてですね、私は関係ないというスタンスなんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：所管外については把握しきれないということでございます。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：それじゃ、組織としてなってないんじゃないですかと私は思うんですけども。もう1度聞きます。この時の総務課としてはどういう役割を持つんですか。全然関係ないというようなスタンスなんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん、はい。

阿部正一証人：先ほどから申し上げてますが、財務上の合議権者ということでございます。以上です。

佐藤孝委員長：はい。宍戸さん。

宍戸武志委員：寄附の理由とかはわからないというような形でよろしいですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：先ほど申し上げました通り、防災関連の事業に充当するという話は聞いております。聞いていたということですね。はい。

佐藤孝委員長：はい。宍戸さん、

宍戸武志委員：誰からの紹介とかってというのは聞いてませんか。町のホームページを見て、ま、電話してきたとかですね。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：すいません。詳細は承知しておりません。

佐藤孝委員長：はい。宍戸さん。

宍戸武志委員：次にですね、企業はふるさと納税をする際に匿名条件と用途を指定している理由は何だったのか。当然、3社の会社を調査しているのが自然であります。調査内容について資料があれば提出されたい。匿名条件で国見町に寄附すると用途を指定してるということなんですけども。この辺、匿名条件、それと用途、どんなことを指定していたのかですね。もし分かるんだったら教えていただきたいと思います。

佐藤孝委員長：はい、阿部さん。

阿部正一証人：あの、所管外なんで、そこは承知しておりません。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：総務課としてですね、当然3社の会社を調査してると思うんですよね。ど
ういう企業から多額の寄附があったのかっていうことをお聞きたいと思います。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：すみません。所管外なので、こちらで調査する権限はございません。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：当然、多額の寄附なので、御礼を行ってるはずですよ。多額なんで、先方に
出向き然るべき人が御礼することが自然だと思います。いつ、誰に、誰が面談にて御
礼をしたのか、もし面談にて御礼をしなかったのであれば理由は何なのか、お聞きし
たいと思います。

佐藤孝委員長：はい、阿部さん。

阿部正一証人：はい。所管外なので。私の方で承知しておりません。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：これもですね、組織として共有するのが私当然だと思うんですよね。知り
ませんじゃあ、ちょっと組織としてまずいんじゃないかなと思います。

阿部正一証人：特にございません。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：次行きます。救急車の製造をベルリング社が請け負いました。ベルリング
社の会社の内容を把握したか。資料があれば提出されたか。

佐藤孝委員長：はい、阿部さん。

阿部正一証人：いえ、所管外なので承知しておりません。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：ふるさと納税をした3社とベルリング社は同一企業と言われている認識は
していたのか。認識があったのであれば、企業版ふるさと納税の趣旨に違反するの
ではないかとの考えはなかったか。この点について相談した方があれば、いつ、誰に相
談したのか。どんな回答か。資料があれば提出されたい。これも、組織としてです
ね。このくらいの重要な案件については、組織として、責任者同士が多分共有して
るはずなんですよね。それについて聞きたいと思います。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：所管外なので、承知しておりません。

佐藤孝委員長：はい、宍戸さん。

宍戸武志委員：所管外じゃなくて、これは総務課長として認識するのが当然だと思いま
す。以上、私の質問終わります。

佐藤孝委員長：次に、山崎さん。

山崎健吉委員：じゃあ、私の方からも何点か質問させていただきます。官民共創コンソーシアム、カプコですね。カプコの創出事業については、令和4年の1月28日、プロポーザルで5人が審査員を務めたということになっています。その中に総務課長が5人の中の1人だということなんですけども、ちょっと先ほども企画調整課長から聞いたんですけども、そのプロポーザルで、ワンテーブルの説明した人は誰ですか。教えてください。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：ちょっと記憶にはないですね。社長だったのか、担当者だったのか、ちょっと記憶にちょっとないです。

佐藤孝委員長：はい、山崎さん。

山崎健吉委員：去年の4月、5人のうちの1人の重要なポストである総務課長が、誰が説明したかわからないってことは、上の空で聞いたということになるんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：申し訳ありませんが、ちょっと記憶にないということです。はい。

山崎健吉委員：当然その、先ほどあの企画の方から聞いたならば社長だという、若くて切れそうだという話は聞いてんですけども、全然印象は薄いってということですか。

阿部正一証人：そういう感想ではなくて、ちょっと記憶にないというだけですね。はい

佐藤孝委員長：はい、山崎さん。

山崎健吉委員：じゃあ、ちょっと遡りますけども、令和元年にですねワンテーブルが主体のプロジェクト、スーパー防災都市創造プロジェクトに国見町が参加してます。これは当然、課長が企画課長の時に言ってっから当然分かると思うんですけども、その時にですね、どのような提案が、こっちからしたのか、あっちからしたのか、覚えてますか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい。

阿部正一証人：詳細の記憶は定かじゃないんですが、町と、あと、違う業者の提案だったと思うんです。違う業者さんとワンテーブルさんとのアライアンスみたいなところに入って、町が協力するみたいな形だったと記憶してますけど。はい。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：資料をいただいた中には、11項目が提案したという中身があるんですけども、これ、お宅からもらった資料ですよ。その中に、特にですね、2つほど、国見防災新産業創出戦略計画策定、あと、官民コンソーシアムの設立、この11個のうち2つが結構私引っかけたんですけども、その2つについては覚えてませんか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：ちょっと詳細までは記憶にございません。はい。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：はい。なんか記憶にないこと多いな。もう1つですね、町としてですね、ワンテーブルとの包括連携協定書が、これも去年ですけどね、令和4年2月1日に協定したんですよね。これは知ってますね。中身は10年間というロングランの協定なんですけども、この中身についても当然分かってないってということになりますか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい。あの、協定締結は存じておりますが、詳細の中身までの、その細かい部分までは承知しておりません。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：協定についてはですね、先ほど言ったように、その、令和元年でしたっけ、課長が行った時、行ったか行かないかわかりませんが、その時に提案があった中身とほとんど同じ救急車両、これに関することがあったということなんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい。ちょっとまあ、そこまでは、マイナスとその整合性があるかどうかについてはまだ承知してはいないところです。

佐藤孝委員長：山崎さん

山崎健吉委員：次もまあ同じような質問になるかもしれませんが、先ほど言った令和4年ですね、去年ですね、3回にわたって、それこそ4億3200万ですか、匿名で来ましたと。そして、普通だったら国見に恩義がないとか関係ない企業だと思ったんですけど、その時に疑問はなかったんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい。企業版ふるさと納税としての立て付けからいけば、そういったこともあるのかなって感じはしましたけど。

山崎健吉委員：はい、いいですか。

佐藤孝委員長：あ、どうぞ。はい。

山崎健吉委員：今の匿名3社からの企業版ふるさと納税の申し出を受けたのはですね、3社とも寄附の目的は、なんか先ほどから担当じゃないからってということになってるんですけども、救急車の研究開発、それから地域の防災力向上に使ってくださいという明確な目的で寄附したというふうに言ってるんですけども、それについては覚えてますか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい、それは担当課から聞いておりますので、承知しております。

山崎健吉委員：あと、最後になりますけども、今度ですね、ある報道によると、匿名の1社は緊急車両の開発には限定してないと、今度、反論だかなんだかわからないんですけども、そういう発言をしてるんですけども、これについては、今も、ちょっと前に質問の合わないという風に思いませんか。なんで。あんたら言ったんじゃないの。

今度は違うのかよ。というようなことになりませんかね。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：直接聞いてるわけじゃないんで、コメントはできないかなと思います。

佐藤孝委員長：山崎さん。

山崎健吉委員：以上です。はい。

佐藤孝委員長：次に、松浦委員。

松浦常雄委員：企業版ふるさと納税の寄附として、使途が地域防災力向上に必要なものと限定されていたとはいえ、町が1度に12台の救急車を購入することが必要だったのか、という風に私は疑問に思っていました。これは、そもそも、官民コンソーシアムカプコの事務局のワンテーブルが提案したものであって、町がそれを受け入れたという風に思われるんですが、いかがですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：所管外なので、そこまでは承知しておりません。

佐藤孝委員長：はい、松浦さん。

松浦常雄委員：総務課長であるからにはね。やっぱり全般的なことについては理解していると私は思ったんですが、管轄外だと知らないということになるんですか。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：私も全知全能ではございませんので、自分の仕事で手いっぱいでございます。ですので、承知しておりません。

松浦常雄委員：そういう風に言われますと、どの質問も質問しづらくなりますね。12月に12台の救急車を発注し、研究開発して製造し、3月末にすべて納車することについて、一般的には不可能だと思うわけですが、それもやっぱり答えられないんですか。阿部さん、どう思いますか。

阿部正一証人：はい。あの、感想には答えられません。

佐藤孝委員長：松浦さんはい。

松浦常雄委員：まあ、色々疑問があるんですけど、今のやり方ですと、全て答えてもらえないような感じなんです。普通の救急車は2300万、それに医療機材を入れて3300万円ぐらいということなんです。本体そのもので3300万円もしてるっていう、このね、国見町の救急車開発に本体だけ相当高いっていうことについては疑問に思われなかったですか。そういう話聞いて。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：すいません。積算担当でもないんで、そこまではコメントできないかと。

佐藤孝委員長：はい、松浦さん。

松浦常雄委員：担当でなくてもね、総務課はやっぱり人に目を行き渡らせるわけですから、これくらいの疑問も持たなかったということはね、私はちょっと意外に思うんですよ。どうですか。感想でもなんでもいいから言ってください。阿部さん。

阿部正一証人：あの、万能ではございませんので。

佐藤孝委員長：はい。松浦さん。

松浦常雄委員：この寄附によって、高規格救急車開発事業で全部がその救急車に決めるということは、総務課長も、その上の人たちも参加した会議で決定してるわけですね。その会議の議事録っていうのは作成しているものか、保管しているのか伺いたいです。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい。特にないと思います。はい、ないと思いますね。はい

佐藤孝委員長：はい、松浦さん。

松浦常雄委員：私は、ないっていうのは疑問に思うんですよ。忘れたんですか。こういう重要な、作成していると思うんですが。それもないと。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：私の立場では、予算要求ですから、予算要求はシステムで行って、あと査定するだけですので。査定について別に特に議事録作るって話ではないので。議員ご承知の通り、企業版ふるさと納税については、基本全額、年度内に使えない場合は基金にしてという形になってますから、その分については、全額上がってくる、全額基金にしたものを予算化するという事だけですので、特に議事録とか、そういう話には、通常の予算もそうですけど、はい。

佐藤孝委員長：松浦さん。はい。

松浦常雄委員：そうしますと、こういう重要事項を決定する会議っていうのは、誰が主催して、誰が記録するんですか。

阿部正一証人：はい、事業のケースにもよりますけれども、担当課と町長との間での調整が主なもので、それで、財政的に、一般財源とか、今回は企業版ふるさと納税ですけど、そうじゃない基金を使うような場合については、財政担当課である私のほうと担当課との調整に入ると。今回の場合は、基金の全額っていうのが分かっていますから、こちらが入らなくても、その、詳細の内容についての協議はそちらの方で進められたのかなという風には思っていますけども。

松浦常雄委員：担当してるっていうのは、財政に関するものについてはちゃんとやる。それ以外のことについては、記録とかそういうのはとってないということですか。その会議については。

佐藤孝委員長：阿部さん。

阿部正一証人：はい。あの、総務課とかのやり取りっていうのは、基本、予算の調整とか、そういったものになってきますから、それについてはシステムの入力で内容が大体熟知できるようになってますから。それが議事録っていうわけじゃないですけど、詳細な計算式とか、全部そこが入ってくるので、それをいちいち議事録にするってこともないですし、そのような状況になってます。

佐藤孝委員長：はい、松浦さん。

松浦常雄委員：これで私の質問終わります。はい。

佐藤孝委員長：じゃあ、私が残らせていただきます。あの、先ほど阿部さんがおっしゃったように、企業版ふるさと納税は、企画が担当で所管外だというお話なので、宍戸議員の質問にもそれから、山崎議員、松浦議員の質問にも、ちょっと答えられなかったんですけど、2月28日に、企業版ふるさと納税がありました。匿名企業3億5700万で、その前の2月10日からのメールが実は議会の方に提出されていて、その内容を読むと、実は、総務課の八島さんが企業版ふるさと納税の担当窓口として、寄附金と相手方の名前も載ってますけど、やり取りがあるんです。で、途中から木村さんに代わってるのね。なんで八島さんなんですか。阿部さん、どうぞ。

阿部正一証人：ちょっとそこは承知しておりませんが。どういった形なのかはわかりませんが、八島の方に来たという話は聞いてましたけども。はい。で、あと、担当の方に回したのかなっていう。

佐藤孝委員長：いや、そうじゃなくて、企業側が、電話をして、どなたが引き継いだかわかりませんが、たまたま八島さんが、一般のね、ふるさと納税の担当だったから、誤って仮に行ったとしても、その時点で実は企画に振らなければならないんですよ。ところが、あなたの部下の八島さんは実質的に窓口をしてるんです。で、窓口をして、これは八島さんの方からのメールじゃなくて寄附企業のメールで、この次からは木村さんとやり取りをしますと、こうかかっているんですよ。ですから、八島さんが窓口としてやり取りしてきたことはこのメールで事実なんです、これ。木村さんもそう言ってます。八島さんから引き受けたと。なんで総務課でやってんですか、課長。先ほど、所管外だって何も答えられませんでしたけど、実際所管してんじゃないですか。

阿部正一証人：ちょっと詳細は承知しておりません。私もメールを見てるわけではないので、ちょっとわからなかった。

佐藤孝委員長：すいません、すいません途中で。メールじゃなくて、実際の実務をしているんです、八島さんが寄附金のやりとりをしてんですよ。で、なんでやってんですかって聞いてんです、私は。それはわからないですか。

阿部正一証人：すいません、承知しておりませんでした。

佐藤孝委員長：ということは、言葉悪いですけど、勝手にやっていたってことですか。だって、担当課長も知らないで、企画も知らないって言っているんだから、八島さんが勝手に寄附金のやり取りをしたってことですか。

阿部正一証人：ちょっとわかりませんね。

佐藤孝委員長：わかりました。ま、いずれにしても、総務課長、八島さんが担当したことと窓口になってやり取りしていたとを知らない。それから、企画の方、八島さんの方から、ふるさと納税の企業はふるさと納税のやり取りについて引き継いだと、こうなっ

たんです。この事実だけはぜひ、あの、事実としてありますから。

阿部正一証人：はい、わかりました。

佐藤孝委員長：それから、繰り返し、先ほど課長が、阿部さんがおっしゃってるように、担当外だから分からないというお話ばかりだったんですけれども、一般論として、総務課長に必ず決裁していくわけですよね、大きな事業のときは当然予算が伴うから当然だって言えばそうなんでしょうけど、じゃあ、何もわからなくて、ただ判子を押してるってだけなんですか。

阿部正一証人：いや、そうでもないですけど、あの、

佐藤孝委員長：今回の問題でいくと、3億5700万。企画の大勝さんも、金額大きいなと思ったという話なんですね。町の一大事業である救急車開発を進めるときに、松浦議員もおっしゃってましたけど、当然、総務課と打ち合わせするっていう、我々思ってます。これは違うんですか。

阿部正一証人：あの、お金が来るって話は聞いたんですけど。やれるのかって話はしたことあるかと思えますけど。はい。

佐藤孝委員長：救急車開発を進めるということは、具体的には相談を受けていないと。

阿部正一証人：はい。救急車ということじゃなくて、企業版ふるさと納税として、受けてもいいでしょうか。みたいな感じだと思いますけどね。あの、詳細の事業は何使ってるのか聞いてないです。

佐藤孝委員長：わかりました。そうすると、救急車開発をするっていうのは、ずっと後からってことですね。阿部さんがおっしゃっていることは。

阿部正一証人：そうですね。私の認識としては、令和4年度以降になってからの話というか、なので。うん、デモカー来るって聞いたぐらいかな。

佐藤孝委員長：先ほど私、冒頭聞いた4月19日にそのワンテーブルと役所で打ち合わせをして、ベルリング、ワンテーブルで救急車作ると、リースはJ E C Cに頼む。で、全国に発信するんだというスキームを、先ほど分からない、覚えてないって言ったんですけど、もう1回改めて聞きます。思い出せませんか。

阿部正一証人：9月補正の前後ぐらいですかね。その、リースのスキーム自体がまだはっきりはしてないんですけど、リースにしたいみたいな話はあったのかもしれないけども、その辺かなとは思ってますけど、最初の4月の段階ではそこまで承知してないので。

佐藤孝委員長：わかりました。

阿部正一証人：あの、言い訳ではないんですけど、まず、基金にすれば、そこはまずぐり抜けられると、で、次年度どうしようかって話になるのかなっていう風に私は思ったんですけど。

佐藤孝委員長：ということは、事業の具体的な話よりも、基金の話が中心で、企画から受けていたと、企画課長から。

阿部正一証人：うん、そうですね。2月の段階ですから、当然、年度内にその事業をやれるってことはないので、事業も性格上、基金にすれば、次年度以降では可能だという話は聞いてましたから、まず、条例作って基金にするという話ですよ。そこでの部分が、まず、私としての、あの、記憶かなと思ってます。で、その後のことについては、その次年度の話ってなりますから。

佐藤孝委員長：昨年の9月議会で、私は議員その時辞職してましたから議員じゃありませんでしたけれど、補正予算の審議があったんですね。で、4億3200万円のふるさと納税を原資として救急車開発のリース事業からで、もちろんその時点では仕様書もできていない。もちろん、どこに受託させるかも全く白紙の状態ですよ。その時に、蒲倉議員の質問だったんですけど、救急車のリースはどうなってるんだ、という質問に、今の課長は、リースについては1社を予定していると、9月の答弁で、議会答弁、議事録です。リースを請け負っていただけると、やってもいいよというような会社が、打診されているというか、そういう目星のついているところがありますという答弁が9月議会なんです。まあ多分いろんな答弁してるから、阿部証人には記憶ないかもしれませんが、この答弁あって、その後の議会答弁、12月10日、今年になってからの議会答弁は、実は補正予算成立後に具体的に進めたっていうのが今年になってからの答弁なんです。9月の答弁と今年になってからの答弁、違うのね、違うんですよ。で、阿部証人がこの救急車事業でリースを進めるって理解したのは去年の9月頃ですか、それとも今年になってから。どっちですか。はい、どうぞ。

阿部正一証人：今年ではないですよ、リース、発注前の話ですね、予算化する前後ぐらいかなっていう、ちょっとあの、明確な時期はわかりませんが、そのぐらいの時のスキームじゃないと補正予算にあげられないし、当然質問も出るということは、一定のその方向性は必要だったのかなと思って、ある程度のことは頭の中で考えてたのを聞いたのかなっていう風に思ってますけど。はい。それが多分9月議会の答弁になってるんじゃないかと思うんですけど。

佐藤孝委員長：はい。私も、阿部さんが今話してることは、私、真実だと思います。て言うのは、補正予算提出する時に何もなくて4億3000万お願いしますなんて言うやついないわけだから。で、その時に、実は、業者も決まっていたと。

阿部正一証人：決まってるかどうかもちよっこっちでもわからないですけども。

佐藤孝委員長：リースするっていうのはこれ決まってるね。で、企画調整課の課長の答弁は、今、繰り返し言いますが、リースについては1社を予定してるということなんです。で、目星もついているっていう答弁。これ議事録見てください。でも、その後の議会答弁はちょっと修正して、予算成立後に具体的に進めたいということなんです。これは、課長とは直接関係ないので、分かりました。私は、予算成立あたりにもう既に決まっていたっていうのは多分本当だと思うんです。それで、救急車の具体的なことはもう聞きません。先ほど担当がいたっていう繰り返しになりますから聞き

ません。で、聞きたいのは、実は資料の廃棄の問題なんです。この事業に関して、メール、それから資料などの大事な情報が、実は担当の段階で、廃棄されてます。これは企画課長にも聞いたんですけども、あなたの指示ですか。ということは違うと。で、ここで聞きます。総務課長がメールを廃棄した方がいいなんていうことを指示した記憶はありませんか。

阿部正一証人：いや、特にはないですけど。メールとかは各自の判断だと思うので、はい。メールはツールなので、文書ではなくて、各自、取ってる人は取ってるし、私なんかはすぐ消すんですけど、邪魔になるんですすぐ削除する方なんですけど。だと思っんですけど。はい。

佐藤孝委員長：あの、実は、あの廃棄された資料は、我々、今ここで特別委員会やってますし、議会でも様々な議論してますけれども、継続している事業なんですね今もって。で、それが、公文書管理上、我々とすれば取っておくべき、とって欲しかった、まあよくとってあるべきだと思っているんですけど、監査も受けていないものが捨てられると。で、残念ながら、残っている、例えば仕様書作成に関する資料で言えば、全て捨てて、残っているのはカプコから手に入れた、あるいはカプコから仕入れた亘理町の仕様書だけなんです。これ、文書管理を担当する総務課としてありえますかね。全て捨てて、たまたま残って。これがどうも我々には理解できないんです。阿部さん、どうぞ。

阿部正一証人：あの、保管、保存ですか。保存前の文書については各セクションの課長の権限なので、ちょっと私の方からどうのこうのとは言えないんですが、文書には色々ありまして、メモとか走り書きとかメールとか、あとはコピーとか資料とかカタログとか。あとは公文書、我々が一般的に公文書というのは、起案をして保存するもの、もしくは、ちゃんと仕事をして、供覧をして、保存しなければならないものが、えー、これは、あの、保存年限の決まった公文書という風に考えておりますが、その前の段階で、起案が完結するまでの間で、起案書に添付する資料以外の参考資料について廃棄等についての権限は所管する課長になるかなという風に思ってますので、普通的设计書であれば、設計書の、正本になったもの以外で、要らないものについては、当然、ゴミになって捨てるとか、そういうこともありますから、その部分については、一概にどうのこうのっていう風にはちょっと言えないかなっていう風に考えてます。

佐藤孝委員長：わかりました。実は、役所から出されたこの救急車開発に関して、いっぱい、今、課長がおっしゃってる内容からすると、例えば、パンフレット類であるとか、そういうのいっぱいついてんですよ。で、私たちが見たいと思っているのがほとんどなくて、ま、言葉悪いですけど、どうでもいい資料がいっぱいあるんですね。だから、本当は逆のはずなんだけど、これは、あの、別の話ですから、私、聞いてんです。あの、本来、事業完結するまでは、パンフレットがどうこうっていうことを私言

いたいいんじゃないかと、やっぱり仕様書を作るまでのメールのやり取り、情報提供をお願いする、あるいは帰ってくる、この一部のメールはあるんですよ。一部のメールはあるんですけど、ほんとに肝心なところの方がズバーンと抜けてるわけですから、こういうものが監査も受けていないのに妥当なのかということを知りたいわけです。

阿部正一証人：メールはツールなので、完全に保存する義務があるかと言われると、公的にですね、国や県から送られてきた、公文書がついてるメールについては、当然、保存しなければなりませんけど、通常のやり取りのメールとか、ただの営業メールなんかも来ますから、そういったものまで全て、保存するっていうことではないです。そこは、あの、各個人の判断、さらには文書管理のグループリーダー・サブリーダー、あとは課長の判断で、なるべく、こんなこと言うのもあれなんですけど、システムの負荷を下げるために、いらぬものをなるべく処分してくださいよと。あと、各課共有のファイルの中についても、余計なものはなるべく廃棄してスッキリしてくださいねって話はしてますから。そこはその、各課の長の判断で、指示があつてやったのか、本人の判断だったかはわかりませんが、そういった風に私は考えています。

佐藤孝委員長：あの、カプコ事務局。官民共創コンソーシアム事務局とのやり取りについては頻繁に行われているんです。このメールについても、残っているものと残っていないものがあることは分かっています。で、聞きたいのは、官民共創コンソーシアム、いわば役所の外郭団体、附属機関のようなものですよ、ある意味。この事務局とのやり取りのメールが廃棄されているということは、政策を作る上でいろんな情報交換をしているものがないわけです。で、これが果たして妥当なのかということが今回のこの事業で明確になっているんですよ。その点についてはどうですか。

阿部正一証人：1つの考え方なんですけど、そのメールを取っとくことが大事なのか、そのメールでやり取りしたことをきちんとまとめたもので報告が上がっているのか、あとは会議、その、会議なのかどうかわかりませんが、そういったものが報告書で上がっているのであれば、その部分は削除しても構わないと思うんですね。こういった会議でもそうですけど、録音したデータを議事録にまとめたら削除するという、データが重くなるんでね、そういったことがされてるのであればいいと思うんですけど。ま、その辺の、ちょっとあの、やり方については、所管課でどのように対応したか、ちょっと存じ上げませんが。

佐藤孝委員長：あくまでも、情報管理、公文書管理の担当課として私聞いてるだけです。あの、議会の一般質問じゃないので、これでやり取りするつもりはありませんのでね。町の条例があります。情報公開条例、それからその上位法である情報公開に関する法律でも書かれているんですけど、読みません、長いので。で、行政情報とはどうのこうのっていうことが書かれていて、当然、組織的に共有、組織的に用いるものであれば、これは原則公開ということが当然法律にも条例にも書かれてるんですよ。先ほど阿部さんがおっしゃったように、メールそのものがどうかということの議論は

別に、メールに書かれていたもの、あるいは添付されているものが文書で残っているかどうかすら判断できない。今残っている文章がメールについてきてもらうのかそうでないのか、それすら分からない。これは私とすれば非常に不思議でならない。これについてどう思いますか。今回、いっぱいあるんですよ。そういうことが。仕様書作成、国見町がこれから大きくあるいは全国に発信する救急車開発のための仕様書を作るときに、そのデータとなったものがない。じゃあ、文書でやったんですか。いや、メールだ、いろんなところから取り入れて、ネットで調べて、それを写した。根拠がないわけですよ、これでは、じゃあ、役所の何を信用したかわからないので、今回の問題を通じて私たちは疑問に思ってます。これについて何か見解ありますか。

阿部正一証人：多分、仕様書を作るためのデータ収集だったんだろうという風に思いますが、その仕様書が成案となったものであれば、で、不必要と判断したものであれば、破棄してもやむなしかなって思いますけど。私もそうですね、設計だったり担当もしましたが、いろんなところで資料集めますけど、正式な設計書としたのちに、いらぬものについては破棄をするということもやってきましたし、そこは個々人の判断で、要するに、起案書につけるもの以外であれば、当然、起案書というのは、上司の決裁を得るのに必要な資料をつけるんですけど、それ以外で不必要なものであれば、それは処分しても止む無しかなと。そこは、所属・所管課の考え方なのかなっていう風には思いますけど。

佐藤孝委員長：ま、組織的に用いた。結局、あの役所の担当者は素人です。ですから、専門的なことはわからないので、伊達消防にも問い合わせをしたように、町長名と伊達消防との合意書があります。それから、ワンテーブルが事務局のカプコにもメールをして、いろんな情報を仕入れていたこともわかっています。しかし、その中身が何なのかわかりません。出てきたのは仕様書。じゃ、その仕様書で私たちが質問しても、記憶にありません。わかりません、この答弁では何を我々信用したらいいかわからないです。まあ、これが実態。

阿部正一証人：あ、すいません、委員長、あの、伊達消防っていう公的な機関に出した文書がなかったってことですか。そこまでちょっと私も承知しなかったんですけど。その辺がメールだったらあれですけど。

佐藤孝委員長：ちょっと待ってください。伊達消防にも問い合わせをする。カプコにも問い合わせをするにしろ。役所の人間は分からないので、いろんなところから資料を取り取り入れて作ったことになっている。でも、伊達消防には3、4回行ったって言ってんですけど、役所では伊達消防は来たことないって言うてるんです。ま、それは別に、その知り得た情報がどこに入ってるのか分からないから聞くわけですよ、担当者。ところが、覚えていない、わからないの一点ばかりでは、本当にそうなのか私はわからないので、今まで聞いてました。ま、いいです。で、大事な書類もあれば、メールに添付されていることもあるわけですよ、今、阿部さんがありましたように。

メールそのものが公文書に当たらないとかなんとか、という議論するつもりないんですけど、メールがそうでないとすると、我々一般の、傍聴されてる方も含めて、メールがね、行政文書じゃないとか、いや、そうじゃない、公文書じゃないなんて言われちゃうと、じゃあ全て紙でやり取りしましょうって話になっちゃうんですね。ま、もうそれはいいです。ちょっと話それちゃって申し訳ないです。最後に1点だけ聞かせてください。仕様書があって、仕様書に基づいて事業計画も出していただいて、救急書を作りました。で、国見町のために新しく開発した救急車を作りました。4項目あります。多くは言いません。もう細かい話、多分聞いてもわからないでしょうから。4項目あるんです。その4項目は国見の開発事業によって生まれたということになっているんです。この報告書では、納品書の中に、こういうのを作りました。ところが、課長にも係長にもお見せしましたが、4つある。4つしかないです。国見町のために作った救急車両、そのうちの2つ、これ、亘理町の救急車、この写真なんだけど、ここにそのうちの2つあるんですよ、2つ。それから、これは大阪の門真の救急車。これもベルリングなんだけど、これも国见到納車される1ヶ月前に納車されている。これは4つのうち3つ入ってるって書いてある。で、そこで聞きたいのは、救急車の開発のためには、皆さんから聞いたうち4つ受けて、新しく救急車に入れましたという報告です。しかし、実際はその前にできています。これはお金を払う側として嘘の報告だったということになれば、これ、どういうことなんですか。最終的に作ったっていうのは前からできていたということです。前からできていたものを、いや、今回初めて作りましたっていうことが、これが明らかになったら、財務処理上どうなんでしょうかね。

阿部正一証人：ただ、仕様書にあった成果であれば問題はないのかなっていう風に思いますけど。はい。研究開発が、どこの時点の研究開発か分かりませんが、4点が、要するに指定したものが入っているということであれば。佐藤の比較が、ちょっとそこはわからないんですけど。はい。ただ、成果品としてその仕様にあっているのであれば、財務上は問題ないかなと。

佐藤孝委員長：わかりました。阿部証人に関する質問は以上でございます。はい、長時間、質問に対して真摯にお答えいただきまして、誠にありがとうございました。どうぞご退席ください。

3時半まで休議します。

(午後3時30分再開 以下、要点のみ記載)

小林聖治副委員長：協議事項に入る。次回の証人喚問について。

佐藤孝委員長：次回の証人喚問は、受託者側証人として、株式会社ワンテーブル前

代表取締役島田正幸氏、それから株式会社ベルリングの前代表取締役飯野墨氏を予定している。日にちは令和6年1月26日金曜日に行く。もう一名、カプコ事務局を担当していた者を参考人または証人として予定しているが、こちらは、次回の特別委員会で確認させていただきたい。質問内容についてだが、島田氏については企業版ふるさと納税とカプコ、官民共創コンソーシアムについて、各報道機関の報道内容、それと事業全体について。飯野氏については、現在までの本事業全般について、高規格救急自動車研究開発の関係について質問したいと考えている。質問文については、1月5日の夕方までにメールで提出してほしい。

小林聖治副委員長:委員長の提案について質問があればお願いしたい。

(質問なし)

小林聖治副委員長:なければ、次回の証人喚問は、提案のあった2名とする方は挙手願う。

(挙手多数)

小林聖治副委員長:賛成多数のため、提案のあった2名について1月26日に証人喚問を行うこととする。次に、本日の証人喚問の内容についてだが、年明けに開催予定の幹事会を経て、次回の特別委員会で確認することとしたい。次に、今後のスケジュールについて。

佐藤孝委員長:(資料に基づき説明)

山崎健吉委員:幹事会の開始時刻は10時か。

佐藤孝委員長:日程表で特に時間表記がない場合は午前10時から。

他にないか委員長が諮ったが、なかったため質疑を終結した。

15:40終了